

平成 20 年 9 月 19 日 (金曜日)
(会議第 5 日目)

議事日程第 5 号

応招議員

| | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 村越 比佐夫 | 2番 | 山下 伊都子 | 3番 | 宮地 葉子 |
| 4番 | 田 辺 守 | 5番 | 西村 将伸 | 6番 | 坂本 あや |
| 7番 | 矢野 昭三 | 8番 | 浜田 純一 | 9番 | 畦地 一弘 |
| 10番 | 森 治 史 | 11番 | 門田 仁和子 | 12番 | 西村 策雄 |
| 13番 | 前田 寿郎 | 14番 | 小松 孝年 | 15番 | 下村 勝幸 |
| 16番 | 竹下 芙佐雄 | 17番 | 大西 章一 | 18番 | |
| 19番 | 山本 久夫 | 20番 | 小永 正裕 | | |

平成 20 年 9 月 19 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 14 号から議案第 27 号まで

(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 30 号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第 4 議案第 31 号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第 5 議案第 32 号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第 6 議員提出議案第 29 号から議員提出議案第 31 号まで

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

不応招議員

18番 明神 照男

出席議員

応招議員と同じ

欠席議員

不応招議員と同じ

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町長 | 下村 正直 | 本府副町長 | 澳本 造 |
| 佐賀副町長 | 山本 牧夫 | 本府総務課長 | 植田 壮 |
| 佐賀総務課長 | 藤本 岩義 | 税務課長 | 松本 輝雄 |
| 住民課長 | 米津 芳喜 | 大方健康福祉課長 | 谷口 明男 |
| 佐賀健康福祉課長 | 大塚 一福 | 産業振興課長 | 松田 二 |
| 海洋農林課長 | 矢野 健康 | 大方まちづくり課長 | 松田 博和 |
| 佐賀まちづくり課長 | 中島 一郎 | 会計管理者 | 野並 純 |
| 教育委員長 | 生駒 進 | 教育長 | 松並 勝 |
| 教育次長 | 坂本 勝 | | |

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井 益利

書記 宮地 愛

●町長から提出された議案

- 議案第 30 号 町道馬荷線地方道路交付金工事の請負契約の締結について
議案第 31 号 町道中角藤縄線道路改良工事の請負契約の締結について
議案第 32 号 入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結について

議事の経過

平成 20 年 9 月 19 日
9 時 00 分 開会

●議員提出議案

- 議員提出議案第 29 号 黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則について
議員提出議案第 30 号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出について
議員提出議案第 31 号 貧困の連鎖を打ち切り、住民の生活の底上げを求める意見書の提出について

議長（小永正裕君）

これから本日の会議を開きます。

どうかよろしくお願ひします。

諸般の報告をします。

明神照男君から欠席の、西村策雄君から遅刻の届出がありましたのでご報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

この際 9 時 20 分まで休憩致します。

休憩 9 時 01 分

再開 9 時 20 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さんおはようございます。

本定例議会も今日が最終日となりました。

毎度いつも申し上げておりますように、最後まで一生懸命努めさせていただきますのでよろしくお願ひを致します。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

畦地一弘君。

9 番（畦地一弘君）

通告書に基づきまして、私の一般質問を行います。

道路建設について伺います。

この一般質問は必要な、どうしてもやってもらわなあいかんがばっかりやりますので、いい加減な答弁でありましたら、私は何が出てくるやら分からんけん、私はたいてなことん無かつたら、思い切ったことを言うかも分かりませんので、そのつもりで答弁をしてください。

まず、道路建設から伺います。上山線、上山線を約 60 メートルくらい入った所のおかにコンクリートを打った所がありますが、その前に高さ 1 メートル 50、長さ 6 メートルくらいの石垣がありますが、ここの石垣は崩れそうになっていて、そのまま放ることは危険です。つき直しをしなくてはなりません。ここは軽四、衛生車、ヘルパーと早くつき直しをしないとたちまち迷惑をします。ここの石垣をついている所は、土台が固いのでコンクリートで固めてつけば今より 30 センチくらい広くなると思いますが、ここの工事は町としてはやらな

くてはならない工事であるが、町の姿勢を伺います。

次にガードレール設置について伺います。上山線に入ったところは下を見ると目が回るような所です。黒潮町内でもこんな危険な所にガードレールを設置しないのは見たことはありません。高いと目を回すので危険です。ガードレールを設置すべきと思います。約40メートルくらいです。中古のガードレールなら費用は少なくて済むと思います。中古のガードレールでよいですが町の姿勢を伺います。

次に、中川の橋を渡った所のカーブの切り取りについて伺います。町道加持橋川線の中川の橋を渡った所は約120度くらいの角度になっていて、橋の幅は2メーター80ですので、カーブになっているので狭い。普通車のトラック、バン、ワゴン、高級乗用車は道路が狭いので困っている。せっかくつけた道路ですので橋を渡つて1メートルぐらい山を切り取って拡張工事をすべきと思うが、町の姿勢を伺います。

それから次に、これは町の職員がポールを立ってくれたのだと思うが、町道加持橋川線に赤のポールを立っているところが3カ所ある。それはコンクリートで固めて石積みをすべきと思うが町の姿勢を伺います。4番目は、橋川の橋の所にあるが、同じくコンクリートで固めて石積みをすべきと思うが町の姿勢を伺います。

次に、駒の爪のカーブの切り取りについて伺います。駒の爪の一回り上のカーブは一回り上のカーブは私たちがブルもユンボもないときに、つるぐわ、しようれんで、つけた道路です。今から50年昔につけた道路です。多分ネコ車は使っていなかったのではないかと思います。それでも山がなないので、あれだけのカーブの切り取りが出来ています。昔は駒の爪の切り取りは山が急なので、十分な切り取りは出来なかつたせいか、軽のトラックの行き違いも危ない。道路も狭い。事故がよくでたのでカーブミラーをつけていますが、今はユンボとブルドーザーで仕事をするので、あれくらいのカーブは簡単に切り取りができると思います。大切なのはやる気次第だと思います。町道加持橋川線でありますので、普通車は通らなくてはならないのでありますが、道路が狭いので危ない。普通車の箱バン、ワゴン、トラック、高級乗用車は通りません。この道路に入ったら、道が狭いので迷惑をするからです。普通車も4年に1回のモデルチェンジ度に、車の幅は広くなっています。

町道も今から50年昔に道路の幅が2メーター50だったのが、今は道路の幅は4メートルになっています。時代から見ても加持橋川線は50年になりますので、駒の爪のカーブの切り取りはどうしてもやってもらわなくてはならない大切な切り取り工事ですが、町の姿勢を伺います。

これで1回目、終わります。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは畠地議員の一般質問、道路建設についてのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

町道とりわけ大方地域もですね、町道がほんとに悪いということは自覚しております、何とかしたいなーという思いももちろん持っております。そういう中でですね、まあ一気には改良できませんので、そのあたりも斟酌（しんしゃく）してですね、お願いたいというふうに思っております。

まず、1番の足川上山線の件ですが、これにつきましては、何回かのご質問、また議員の皆さんのですね、現地の視察を先の6月議会のときにしていただいて、現状もご存知だと思います。何回かご質問の中で、大型の救急車が進入できるようなまあ前線改良をというような要望だったというふうに思いまして、まあそれにつきましては、現状を考えますとなかなか厳しいというふうなご答弁をさしていただきました。しかしながらですね、議員の皆さんもご覧いただいたように、部分的な利便性の向上等につきましてはですね、必要であろうと

いうふうに考えております。そのためですね、これについては地元の方と協議しながら、なるだけの対応はしたいというふうな思いをしてます。

次に、2番、3番、カッコ2とカッコ3ですが、基本的には加持橋川線のことですが、現地も確認させていただきました。赤いポールについてもですね、もちろん町の方で立てておりますので、その状態も確認もしてまいりましたが、まあ全体的に見ますとこのような状況は町内町道、町内の町道にはですね多くあります。従いまして、町内全体の道路管理の中で検討させていただきたいというふうの思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

畠地君。

9番（畠地一弘君）

いずれ歯切れの悪いことを言いようが。課長が答弁しようが、町長がやるかやらんかぞこれは。こんな町長がわりや続けてやられたら困るぞ町民は。こんなことじやつたら困るぞ。仕事にやならんじやいかこりや。やるいうてはつきり、ここは議会じやけんね。ここは議会ぜ。決定するとこじやろうが。決めるとこじや。ここで決めにやいかん。ころほど決めんとわしや今まで下村町長押してきたがじやわしら。押してきたけど、今度の課長が変わってから仕事にはならん。議員というものはね、これはみんな仕事するために出ちよるが。奥よりになつたら道が悪い道をやつてもらおう思つて皆出ちよるが。それを片つ端しやめてしまつたら、こんぎやな町長は今から出すことはないぞ。片つ端やめようじやいか。今までね、下村町長もこの前まで大方から出よつたけん。旧大方から出ちよつたがじや。今度ら白田川村から出ひしやつたら、これはええわと思うて、大方からは遠慮ひしょつたが。今まで白田川から町長が出ちよつて1回、大方から2人立つちよつたじやいかよ。（議長より「畠地議員に申し上げます。この議案の内容についての発言にしてください」との注意発言あり）これは関係ひしようやいかここは。これは関係ひしよるぞ。やらんがじやけん、仕事せんがじやけんね。仕事ひてもらわなかんけん、自分らあは。ほんで仕事せんような町長にやられたら自分らあが困るけん、ほんで言いようがよ。ほんで、上川口は1人出て、旧大方から2人出て、上川口はびりっこやつたやいか。票も1,500しかなかつたとこじやつたね。この旧大方は6,500ある。ほんで大方から、こちらからとつて、当然とつて、次点も取つて、上川口からは1,500票やけんよう出らつたがじや。ほんで今度たつてもこちらにはかなやせんこた分かっちようけんどみんなが遠慮したが。こちらから出るけん。それでね、今まで次に出られた迷惑するでよ、自分らあ。大方町の道路は遅れてしまう。ほんでね、これもおらんくは広いいうて思うたち、親戚は全部他人になついくもんじやけん。そんなにはいきやあせん。わずかこの前の選挙の結果を見たち、2人出て、1人は1,000票ばあしかとつちよつたじやいか。黒潮町は1万1,000票あるとこぞ。1万1,000票あるとこで、5,000票に足らつたじやいか。半分の有権者が書きに行ちよらんぜよ。政治不信つもんよ、こんなものは、そんぎやなところで出しちもろうちようがやけん。おららも援助ひて、ここの大河町ようにしちもらおう思つて、下村町長押いてきたが、今まで一生懸命。やつてきたち課長が変わってからはなんぢやせんじやいか。こんぎやなことじや黒潮町はいかんもんなつてしまふぜよ。奥よりは特に。わしが言わつたらこりや、どんぎやすりやあ、これ。誰つちやあ言やあせんじやいか。町長は偉い、町長は偉い思うたち、親戚つもなあそんぎやあるもんじやない。親戚ばあしかいうこと聞かんつようなね、そんなようなことを今までにせられちよるぞ、おらも。そんなことじや、黒潮町はようはならせん。とにかくもうこれでえい。

ほいから2回目を。まだ2回目済んじよらんけんね。2回目は話すけん。

これは、これはねえ、やってもらわなかんとこばつかしわし言いようがぜ、これ。話す、話すいうて言わ

んち、ここじや決定せないかんがぜ。言わないかんとこぜ、ここは。逃げて裏で、向こうで話をひて決めるところじゃない。議会で決めないかん。そのための議会じやけん、ここは。そればあることは分かるろうが、今まで課長しちきちようがやけん。議会というものは大事なとこぜ、これ。議会で決めたことはやらないかんというがに、決めるがやけんね、ここは。ほんで、ここでやるかやらんか、そこそこの話までは進めちもろうちよかなあ。あとでどうじやこうじやじやあね、これはいかなあえ。何のために議会あるかどうか分からんじやいが。1年間に4回しかないぞこれ。議会というものは。わし、今言いよった駒の爪、駒の爪じやない、上山線のコンクリートの前はこれ、つえよるがね。これはやってもらわなどういたちいかんぜ。広うにしよとはおら言いよらせん。30センチ広なると言いようがじや。30センチばあ広なるというていいよう。ほんじやきこれはねえ、おっこいことせんち、今まで石垣ばあで整うちよがやけん。つえよってさえ直さんずくに整わしちよがじやいか。できんというがはないぞ、これは。石積みばあのことはできるはずや。

それからガードレール。わしらつたまげたが、あこいて。あこのガードレールはねえ、あればあ高いところはどういたちやらないかんで。わしは高いがをやってくりいうて言いようがじやない。中古のガードレールやったら費用は要らんけん。あれくらいなところはやっちやらないかんがえ。親戚の広い町会議員が出たら、親戚のとこばあやって。なんちやじやないところはやらんつようなそなことはまさか思うちよらせん、やりもせんかも分からんけんど、そういう心があつたら直さないかんじやいかよ。ああいう所がなんぼでもあるけん、やらんつわけにやいきやあせんぞ、これは。片つ端からやっていかないかん。なんちやひょらんじやいか、課長は。課長がやらんがやらんがやらおらには分からんけんど。おら今まで町長を押しちきて、これだけね、やらんつようなもんは、今までがってきたこたない。やらんがん違う。なんちやせん。こんぎゃなことじや務まらんぞ。議会じやけん議会の前ではつきりと言え。それくらいのこたしよ。それとね、いかんならいかん、その説得をせないかん。そればあの説得力はないといきやあせんぞ課長には。よけりやようてはね、意見で出して言うけんかまんがね。いかにやあいかん説得をせないかん。どういうわけでいかんかということを。そればあのこたあせなあ、あこが、こういうところが余計あるけんやれんつような。やれんがじやない、やらんがじやいか。余計あるがじゃつたら、ひとつから片つ端やらんじやいか。主な説明ガードレール。ガードレール。

ほいたらね、このガードレールやるかやらんか。これをはつきり言うてくれ。それからこの上山線のこの石垣。この2つはどういたちやらな困るけん、これは。こればあなこたやらんかんぜ。わしやあどればあ耐えよつたら分からせんぞ、この下村町長を。蟻川から出しちゃらないかんがと思うて、そんなん心で押しちきたがやけん、今まで。役に立たにや、もうこんなもないかんじやいかよ。これはしよんないぞ、政治の世界はこんなもんじやけん。

ほいたら1回目終わる。答弁してくれ。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

まあ何もしないということで、毎議会同じように言われておりますので、私もここにおりづらいなという思いもしておりますけれども、異動になってですね、2年目途中ですので、もう少し時間をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。予算のほうは一生懸命頑張っておりますので、またその点もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、ご質問にありましたように、縁故によって事業をしておるということですが、私に関してはまったくそれはございませんので、その点はご理解願いたいというふうに思っております。

それから、ポイント、ガードレールと石垣ですが、ガードレールをやりますと、幅員が50センチ、40センチから50センチ狭くなります。その点もですね、自分たちは考えながら安全対策は考えたいというふうに思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それから、石垣の件ですが、畦地議員と地元との調整、あの私の職員がですね、地元に行って話す中では若干思いが違っております。従いまして、第1回でもご質問にお答えしましたけれども、やはり地元ともですね、少し調整をさしていただいて、先も言いましたけれども、安全の向上に対してはですねやっていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

もう1回ほいたら次はねえ、一の谷加持橋川線、ここの駒の爪とそれから道路渡つたとこの、この切り取り、赤のポール所、これの答弁をしてもらわないかん。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは再々質問にお答えさせていただきたいと思います。基本的にはですね、降雨があつてですね、路肩が少し流れておるというような所もですね、赤いポールを町内各地に立てております。注意してくださいと言う印なわけですが、1回目にもお答え致しましたが、そういう所はですね、町内あちこちにありますので、ご質問があつたのでそこを限つてやるとか、やらないとかという答弁は控えさせていただきたいというふうに思つております。1回目の方でもお答え致しましたが、町内全体の中で必要なといいますか、緊急性がありましたらそこをやっていくという状況にありますので、そういう対応をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

（畦地議員より「ちょっと待つて、そのあとは中川の切り取りと駒の爪の切り取り、これはどんな考え方を持ちよう。」との発言あり）

今答弁した中で対応させていただきたいと思ってます。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

次は、早咲の県道大用大方線の横断歩道について伺います。

こここの道路は、こここの道路は平成18年の6月議会に1度出していますが、横断歩道になつています。中学生たちは帰りは四国クボタの裏を通つて、県道に出るので見通しが悪い。

中学生の横断しているところは、信号から約100メートル離れた所ですので、信号が青のときはドライバーはスピードを出す。信号をすぎたら、今からスピードを出す所がちょうど中学生の横断している道路です。ちょうど小学校の前の死亡事故が出て歩道橋を設置しているカーブがよく似ています。

中学生たちは、事故の起りそうな危険な所を通つてるので、私は歩いてみると、カーブミラーは付けて

もらっていますが、ここは中学生の横断道路であることをドライバーが一目見て分かる目印、横断歩道の白線をつけて一目見て分かることは大切なことだと思います。

ドライバーが中学生を保護する気持ちを持つことは事故を無くすることだと思います。ここは横断歩道でありますので、横断歩道の白線をつけることはもっとも大切なことだと思いますが町の姿勢を伺います。

次に、上田の口のバイパスの街灯について伺います。

(議長より「畠地君、3問目の質問ですから、これは2番目の今質問が終った後でやってください」との注意発言あり)

終ってからか。よっしゃ、まんぞ。

議長(小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長(植田壯君)

それでは私の方から畠地議員の2番目中学生の通学路についてのご質問にお答え致します。

このことに関しては、平成18年6月議会で、先ほどもありましたけれども、畠地議員から質問を受けておりまして、状況等は十分把握しておりますし、安全面からも横断歩道、自転車横断帯等の道路標識が必要ではないかと思っております。

このことを受けまして、町としましても平成18年9月に中村警察署長に対して、早急に横断歩道、自転車横断帯等の整備の要望を提出しているところでございます。

中村警察署も必要性は感じていただいておりますが、何分こういった中村署管内もですね、道路標識等の要望個所が多くあり、早急な対応が難しいというような返事をいたしております。

しかし、町としては、この道路は今畠地議員が申しますように中学生が毎日通学に利用している道路ですので、安全対策上早急な整備が必要と思っているところです。従いまして、今後も、中村警察署に交通安全の面から早急に対応をしてもらうよう強く要望してまいります。

以上でございます。

議長(小永正裕君)

畠地君。

9番(畠地一弘君)

なかなか熱を入れてやってくれようけん、わしも言うこたあないけんどね、わしゃ中学生、中学生言うて、なし中学生のことを言うと思うて、思うかもわからんけんど。

この中学生言うて、わしが言うがはね、これは、加持川から前東大生がでちょっとうえ、わしらより1つ上の人。その東大生はね、めっそ、そろほどまあ普通の家庭じゃったと思う。家の手伝いをひて、勉強ひて、それから、東大へとおってね、それからね、東大へ行きよった。そうひたところが、やっぱり勉強よけひたがと思う。そうひて、その子はどうとう電車が走って、向こうから来よったがやね、それへ行ったら死ぬる、死ぬる言いようとこへ行って、つかかって死んだらしいがね、なかなか勉強するがはね、わしらん中学のときは、こりや勉強する人はこい人ばあ勉強ひて、わしらそれこそりこい内にや入らん、中の内にも入らん、どこやつたら分からんくらいのもんじやったけんね、わしら。ほんでわしらせらったが、わしら見たいなががうんとよけおったけん勉強はせんちかまらったけん。今は塾へ行ってまで勉強しよう。ほいで勉強、勉強でやらす。ほいでそればあ勉強するとね、どうひても勉強のこと考えよったら、この交通事故らが怖いけんね、うつかりでたら、あこは回りにもなつちようし、スピードもだすとこやけん、ほんで、そういう所は気を付け

にやいかんけん、そこをひとつ歩道をやつてくれたらスピードも弱るけん、ほんでそれをやってくり、上田の口の学校の前がちょうどなんな回りじやけん。あこで人が死んでから歩道橋がついたけんね。今の小学生や中学生、学生らおらんけんねもう。少子化でおらんじやいかえ。1人でも殺されんけん。ほんでそういう所も配慮してもらいたいけんおら、歩道も、あの横断歩道も気を付けちもらわなかん、あこへ。

前言うたときにはね、あこへカーブミラーは無かったと思う。カーブミラーを付けてもとうちようけんね前進ようえ。ようやつてもろうちよう、あれは。

ほんでね、まあ自分で、助けちやららたら子どもらむごいもんと。子どもをねいじめたらいかんようなもんでね、助けちやららにやいかん。子どもは。

ほんでまあひとつ課長と町長とにこれは頼むけん。ひとつ力になってもらいたい。

ほいたらこういうことでね、次にかかる。まんかね。

(議長より、「3問目で」との発言あり)

3問目、街灯じや。

次は、田の口バイパスに街灯について伺います。

田の口バイパスの街灯は御坊畑の区長から頼まれたものです。

田の口バイパスの街灯は田ノ口小学校の待ちかねています。老人ホームの人や地区の人たちが街灯は付かんのかと良く頼されます。上田の口にとりましては、四万十市は隣です。逢坂トンネルの向こうは中村やけんね。ほんまに近いけん。どんどん入ってくる。四万十市は都市化が進んでいます。都市化が進むと、四万十市から黒潮町で犯罪を犯しているとよく聞きます。これは今度の議会でもまた聞いた。ぎっちり聞くこれは。

11月には日が短くなるので街灯は犯罪防止に役立ちます。どうしても早く街灯を付けてもらはなくてはなりません。田の口バイパスの老人ホームの前の電柱に1つ、カーブの所に電柱が無いので、電柱を立てて1つ付けるべきと思うが町の姿勢を伺います。

議長(小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長(植田壯君)

それでは畠地議員の3番目、街灯設置についてお答え致します。

上田の口バイパスの街灯について問うということでございますが、この件につきましても、畠地議員から度々質問があり、お答えしてきたところでございますが、行政には、国、県、町とがあり、役割分担がありまして、それぞれの施設を維持管理していくことになっています。この道路は、議員ご承知のとおり県道ですので、県がですね、こういった街灯を整備するのが基本ではないかというふうに考えております。

このため、町は、これまで県に再三に渡って要望してまいりましたが、県も財政的に厳しい状況があり、なかなか、街灯の整備を進めていただけない状況が続いております。

しかし、町としても街灯は、道路の安全面や防犯面など安全安心のまちづくりに欠かせない施設と考えておりますので、この件につきましても引き続き県に強く要望をしてまいりたいと思います。

なお、本年度は、9月5日付で県にですね、街灯を含めた県の事業に対する要望をですね、提出しておりますので引き続き県にお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長(小永正裕君)

畠地君。

9番 (畦地一弘君)

これはね、この街灯は前県道のが、田の口から御坊、それから馬荷の所まで、あれ全部付けてもううたがね。あれも県じや、あの時は大方町が付けたと思うが。むつ、ななつ付けぢよりやせんろうかと思うがね。ほんであれから県に変わったら知らんけん。まあこれは、あれもじきにやってくれたで。わしが言うたらほんまにじきにやってくれた。加特川も県道やけん。あれもじきにやってくれた。今度あんまり時間がかかり過ぎる。あんまり時間がかかり過ぎる。熱がないがやら、放るがやらそれは分からんけん。向こうへまつどうしても付けてもらわなかいことを植田課長なら相当腕が立つはずやけん。ひとおつやってみてくれ。力一杯。力一杯やってくれ。町長も頼むで。町長にもやってもらわなかんぜ、こういうこたあ。わずか街灯くらいなもんじや。安いもんじや。こりや知れたもんじやと思うて、思わんずくに。あれひとおつがね安い、なんぶ値がええち値打ちがあるもんもあるけん、値打ちのないもんもあるけん。安いち値打ちのあるもんがあるがやけんね。値打ちのあると思うて、ひとおつ、ひとおつやつちもらわなかん。

ほいたら植田課長にその答弁、もう1回聞かしてもらわな。

議長 (小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壮君)

再質問にお答えします。

畦地議員の言うことも分からんではありませんけれども、町内にはですね、まあ多くのこういった要望個所がございまして、町としましても鋭意整備に努めておるところでございますが、今後もですね、この件につきましては先ほど申しましたように県の関係もございますので引き続き県に要望して頑張ってもらいたいと思います。

よろしくお願ひします。

議長 (小永正裕君)

畦地君。

9番 (畦地一弘君)

まあとにかく力を入れてね、どうひてもこればあなもんじやけん力一杯、その気持ちが人をいごかすだけの気持ちを乗せんけんいごかんがじやけんね。それをやってくれや。植田さんなら相当やれるはずやと思う。たかが街灯2つばのもんじやけん。あこにや電柱立てないかんけんたいてにおいちょけという心は全部ひてしまわにやいかん。こりや、そんなこたあひててしまふうちょうかもわからんけん。まあとにかく一生懸命なつちもらわなかん。ここは議会じやけんね。議会で話すこたあ大事なことじやということは知りやつてもらわなかん。

ほいたら、以上で私の一般質問を終わります。

議長 (小永正裕君)

これで畦地一弘君の一般質問を終わります。

次の質問者、山下伊都子さん。

2番 (山下伊都子さん)

議長のお許しをいただきまして、私は2点の質問を致します。

最後の質問になりまして、ケーブルテレビの設置の質問でございまして、この議会で10名の方が一般質問をされまして、大体町長は町の生き残りをかけて事業をやっていくっていう強い意志がありますので、ここで一

般質問をするのもなんですが、私は共聴アンテナを立ててる地域に住んでおりますので、皆さんのがほんとに心配をしております。格差の是正っていうことを盛んに言われておりますが、共聴アンテナを立ててる地域ではケーブルテレビがつきまつたら、もうこれは選ぶって言うことなく、ケーブルテレビに加入しなくてはなりませんので、そのへんのことも心配をされますので、そこらへんから質問をしていきたいと思っております。

校下の説明会も7月に行われまして、私も伊興喜地域の説明会に参加しました。で、町内の方もまたたくさんというわけでもなかつたんですけど、集まつてきてくださいました。しかし、その中で出たことは、役場の職員もたくさん来ておりましたので、役場の職員ばかりじゃないか、もっと地域の人たちを集める努力をするべきじゃないかって言う話もありました。で、私もほんとにもつともつと地域の人たちの関心を持つて説明会には参加するべきだったんじゃないかなっていうふうに思います。

で、その説明会の中でもほんとに、あのもうケーブルテレビができたら、災害時にはこういうふうになると、本当にすごい説明ばっかりで、私の隣に座つた方たちも、ああケーブルテレビができるらしいねっていうふうに言っておりました。しかし、その中で負担の問題とか、伊興喜地域では共聴アンテナを立てていますので、その共聴アンテナを、まあいたらどうなるかっていう説明に対してはほんとに適切な説明じゃなかったように感じまして、あとの中でも皆さん、今あの場所だけでは不安の話がいっぱい終わつてからありました。

まあ地域説明の資料見る限りでは、テレビは映らなくなるっていうふうには言つていませんが、しかし将来的には共聴アンテナの維持管理は大変だと、で、制度もなくなるので、などと住民の関心が、これから管理が大変だからっていうふうに不安がすごくあおつてるように聞こえました。まあ伊興喜地域は1軒1万円の負担で共聴アンテナを3年前ぐらいでしたかね、立てまして、で、地上デジタル対応はあと30万円の負担がいるそうですが、住民負担はしないで組合の負担でできるっていうふうに言つております。これはもう半永久的やっていうふうに言つて50年はもつていうふうなことも共聴組合の方はおっしゃつてましたが、あのそういうことで伊興喜地域はそういうふうにアンテナを立てております。もう地デジも見える、あとちょっとしたチューナーをつけたら見えるってことです。

で、それとまたあの私も荷稻地域を回つてみましたが、荷稻地域も地デジ対応の対策を去年立てていたそうです。で、NHKに来てもらって、地デジでどこに立てたら、まあいたらテレビが映るかっていうふうに調査をしていただいたそうです。ほんとそのときの調査では、今までの地域よりも広い地域で観賞できる場所があつたっていうことなんです。ですから、今度の、今年の1月の初会にそれを出して、で、ここに立てたらいいっていうことで、まあ大体組合のほうではそういう話しにまとまつたそうです。しかし、ケーブルテレビをやるっていうことが、NHKの方がまあいたら、黒潮町はケーブルテレビをやるそだからケーブルテレビをやる地域には共同アンテナは立てられないっていうことで、引き上げていったっていうことで、もう困ったっていうふうな話がされていました。で、伊興喜地域は維持管理費は月に200円です。で、荷稻地域は年間4,000円を集めてテレビを見ております。で、橘川地域は、今は管理費は、まあお金が残つたから取つてないけど、これからアンテナ立てるためにはいくらか集めんといかんっていうふうな話もされておりましたが。わずか月200円。で、荷稻地域では年間4,000円ですけど、そういう形でテレビを見ることがでております。で、あの3月議会でも私は共聴アンテナテレビを見てる方たちの心配がありましたので、質問をしたことですが、お年寄りの多い地域は、あのほんとに支払いが大変なんですね、介護保険料とか、ほんと後期高齢者の医療保険の導入で、そのお金も払わないかんようになってきております。まあいたら生活保護所帯以下で生活している方たちがお年寄りの中で、もうほんとにたくさんおります。で、80近くになつてもニラに行つたりとか、

シメジに行ったりとかして、月に2、3万円稼いで。で、その中で生活をしている方たちがおりますので、あの1カ月1,000円ということには大変重い負担になります。これもケーブルテレビだけの負担ですので、あとNHKの受信料とかそういうものも要りますし、もっとほかのテレビを見ようと思ったらそれも要りますっていうことで。ほんとにこれ以上の負担は大変だつていうふうにおっしゃっておりました。で、そこで、やっぱりお年寄りはテレビを見るのが楽しみですので、今までどおりの負担でやってもらいたいっていうふうなことが出ておりました。行政はケーブルテレビ等を引いて、地上デジタル放送の移行対策と、インターネットの情報格差を是正しようという思いがあるようですが、ほんとにこれは、それでいいだろうかっていうふうに、危険な選択じゃないかなっていうふうに私は思っております。

で、アナログ放送打ち切りによってテレビが見えなくなる地域を解消する責任っていうのは、私は国の放送事業者が果たすべきであって、それを地方自治体が担うっていうことは、もうほんとに本末転倒ではないかっていうふうに思っております。それと、実際には国も放送事業者も見えない地域はつくらないと言い切っています。昨日の植田課長の答弁の中にも、まあいたら協議をしてるから見えない地域あるっていうふうにおっしゃっておりましたが、あの見えない地域はつくらないっていうふうに言い切っておりますので。私はこの莫大な設備を投資してケーブルテレビを引こうとする、その意図がもうほんとに分かりません。ほんで、インターネットの情報格差を是正という問題についても、確かに都会に住んでる方には分かりにくいだろうと思いますが、幅多地域では光ファイバーどころかADSLすらまともにつなげない地域がたくさんあります。たとえば私たち伊興喜地域ですけど、私の家あたりまではADSLが接続できます。私の家もできます。山間部ではまあ接続は出来ないっていうことですが、で、この情報格差を是正することで、あのまあ若い世代はそれを是正してもらいたいっていう声があるのはあります。で、それを是正するためには自治体が設備投資をしてケーブルテレビを引く必要性っていうのか、それがほんとに私はあるだろうかっていうふうに思います。

で、行政は今経費節減のためにいろんなことをやっております。昨日も矢野議員の質問のためにも、ケーブルテレビを引くことによってこういうあれがあの、かかるので若山線ができるとか。で、学校も建てないかんとか。学校の耐震で学校建て直しをせないかん。三浦小学校にしても、佐賀中学校にしても。そういうことがいっぱいあるにもかかわらず、莫大な費用をつけてケーブルテレビを引こうとしておりますが、ほんとに若者の、若い世代からの格差を是正するっていうことであれば、で、拳ノ川地域やら伊興喜地域では保育所もなくなります。若い方たちは、ほんとに佐賀まで仕事しに行く前に、子どもを佐賀まで連れて行かなくてはなりません。これで、あの拳ノ川に地域には縫製工場もありますし、で、若い世帯がおじいちゃんおばあちゃんもないで、自分たちだけが子育てをしてる世帯では、子どもを連れて佐賀まで行って、で、拳ノ川の縫製工場まで帰ってきてまた仕事をしなくてはならないっていうふうになります。そしたら仕事が出来るだろうかっていうことも言われておりますし、この山間部では生活ができないってっていう話もされております。ほんとに若い方たちの情報格差を是正するっていうことであれば、私はもっとしなくてはならない、優先順位っていうのか、そういうのがもっとあるんじゃないかなっていうふうに思っております。学校もこれから建て替えなくてはならないし。で、保育園もやっぱり私も子育てをしてきましたが、あの職場、地域、職場の近くに保育園がほしいっていうのはほんとにこれは切実な問題でありました。そういう意味からも、ほんとに経費節減のために、佐賀地域でも保育所が一校になるっていうことも言われております。そういう意味で、格差の是正っていうことでも私は納得をいっておりません。多くの方もそういう声が出ています。で、まあこれはずっと今採算ペースの問題ですが、これはずーっとこの議会で皆さん質問しておりましたが、テレビの加入率7割とかインターネットの加入率が2割に想定しているが、やっぱり黒潮町はあの、まあいたら共聴アンテナ

立てるとかそういうことしたらもう全世帯が見えるわけなんですよね。そういう意味で、やっぱりあの採算ペースのあれが甘いんじゃないかなっていうふうに思っております。で、その中で赤字も覚悟で、あの町長はやっておりますが、あの宿毛のスワンテレビなんかも今度の議会でも補正予算が出て、まあいたら公共の行政がやるべきかどうかっていう議論も起こってるっていうふうに言われております。そういう意味ではこれからどんどん赤字が出る施設にこんだけのお金をつぎ込んでやっていいもののかっていう疑問が出ております。

ほんでそれと、あの四万十町ではもうほんとに、昨日も宮地議員さんがおっしゃっておりましたように、住民説明をほんとに200回近くやっておるんですよね。まだ今14カ所ですか。で、今度はまた50カ所ぐらいをやろうとしておりますが、あまりにもあのなんていか、町長は決断するのが早いんじゃないのか、そのように思っております。昨日も明神議員さんが言われておりましたが、まあ言うたらこういう問題は利権が動くっていうことが盛んに言われておりますが、町長そのへんはほんとに大丈夫なのか。皆さん、住民の皆さんがほんとに心配をしております。そういうこともあります。これは何が何でもやろうとするところに何かがあるんじゃないかなっていうふうなことも言われておりますので、そのことが大丈夫かどうかっていうこともお聞き致します。

それとあのテレビが映らないっていうことで、昨日も植田課長がおっしゃっておりましたが、テレビが映らなければ、映らない地域をつくらないっていうふうに国も放送業界も言っておりますので、やっぱり行政の方から、映らないならどうしてくれるんだっていうことで言っていくべきじゃないかなっていうふうに思います。映らないから、このケーブルテレビをやるんだっていうことじゃなくって、映らないから映るようにしてくれっていうふうなことで、国や放送業界に言っていくのが行政の役割じゃないかなっていうふうに思いますので、そこらへんは1回目の質問でお聞き致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田壯君）

それでは、山下議員の1問目。ケーブルテレビ設置の説明会と、参加状況に問うということでお答えを致します。

質問内容がですね、多岐に渡りましたので漏れるかもしれません、精一杯答弁させていただきますのでよろしくお願ひします。

山下議員がおっしゃるようですね、町としましても地上デジタル放送に切り替えるのは国の施策でございますので、国がまあ全世帯が調整できるようにですね、聴取できるようにするのが基本ではないかっていうふうにも思っておりますが、国はですね、自ら全世帯で視聴できるような整備をすることは考えておりません。まあ一部、2分の1程度の補助等はございますけれども、国が自ら整備するというのは考えておらないようでございまして。まあたた国はですね、NHKとか民法へ地デジが視聴できるよう環境をですね、整えるよう働きかけをすることだけはしておりますけれども、なかなか整備までは至っていないという状況でございまして。まあNHKは受信料をとっている関係で、まあほとんどの世帯に電波が届くように施設を整備をしていくとしていますが、民放はですね、採算が合わないところはなかなか整備をしようとしません。

これまでにもですね、町と致しましても業者、国等とも協議もそういった関係でもしてきました。が、なかなか現状ではなかなか難しいという状況がございます。まあといった中で特に佐賀地区は、昨日もお答えを致しましたけれども、電波受信が厳しく、建設が困難な状況にあると言っておりますので、2011年7月までには整備は見込めない状況ではないかと思っております。したがって、仮にNHKが視聴できることとして

もですね、佐賀地区は民放、いわゆる高地放送、テレビ高知、さんさんテレビは視聴できない状況が起こると思います。

これまでにもお答えしてきましたけれども、町には地デジ対策のほかに先ほど議員申されたようにですね、ブロードバンド対策とか携帯電話の不感知の解消とか、まあ防災対策としての通信情報の整備等の課題がありますので、検討を重ねてきた結果、情報通信基盤整備を行うことによってこれらの課題を総合的に解決しようと考えているところでございます。

従いまして、町が共聴施設を改修する考えは今のところありません。地デジの電波が直接届かないところは、現状では情報通信基盤整備の放送部分、まあいわゆるケーブルテレビに加入していただくか、共聴施設を個人個人がですね、まあアンテナといいますか、そういう施設を個人個人が整備をするしかですね、地デジが視聴できないという状況になるかもしれません。まあいずれにしましても、町はこういう形ですね、情報基盤整備を進めるという方向で進んでおりますので、今言われました高齢者とか低所得者層にはですね、やはり配慮というものはしていかないかんのではないかというふうに考えております。

まあそういう、なお、だんだんにこの地デジというか光情報通信基盤整備は必要でないというようなご意見でございますけれども、だんだんに説明さしていただいたようにですね、先ほど言いましたこの4つの課題といいますか、それを個々に整備しますと、同じような負担がかかりますので、そのへんも考えて取り組んでおりますし、この情報通信基盤整備至った経過というのはですね、これまでだんだん説明さしていただいたとおりでございますので、まあそういったところのご理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

山下議員のご質問にお答えします。

ご質問の中でですね、これほど急いでやるのは何かわけがあるがじやないかというようなご質問内容、昨日もあったと思いますが。あの、よもやですね、私がこういった業者と何か関係があるとか、そういうふうなことでですねそういう声もあるというふうに言われるとんじやないというふうに私は思っておりませんけれども、もしそういうことであればですね、もう私の思いも寄らんことでございますので、私はこの町長という仕事をするにあたってですね、職員の採用、あるいは業者との関係、その他、みじんもですね、そのようなことはしておりませんし、そういう思いはありません。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

はい、あの、まあ町長それは、ね、そうでなければいけないことですので。まあただそういう声がちまたでは聞こえています。あのそういうことで、私もどうしてこういうふうに急ぐのかなっていうふうに。もうこの6月議会で説明を受けて、で、すぐに地域説明がして、で、今度の議会ではもう町のあれにかけてもやるっていうふうにおっしゃっておりますので、そういう意味で、ああ何かがあるんじゃないかなっていうふうに思われても仕方がないのかなっていうふうに私も地域の方との話の中でも感じしております。

まあ、植田総務課長は国は全世帯を映るようにするにはしないっていうことですが、これは国策で進めて事業であります、あのこの地域の住民はこのテレビができるからもう50年ですか、50年近く地域を整

備をしてきたんですよね。自分たちで共聴アンテナを作り。で、あの見えるようにしてお金もかけてきました。それが国策で全部見られなくなるっていうことは、私はそれを行行政が見られないよう、国はそういうふうに入っていないから、で、ケーブルテレビで対応しなくてはならないっていうんじゃなしに、こういうふうに地域は、山間部はつくってきたんです。で、そういうことで見られないようにするんじゃなくて、映らないようにするんじゃなくて、映るようにしなさいっていう強硬な国に対しての意見っていうのは上げていくべきであって、見られないから私たちはケーブルテレビでやっていくっていうことは、私はおかしいんじゃないかなっていうふうに思います。

それとあの情報の格差って言いますけど、ケーブルテレビを引けば、山間地は必ずこれに入らなかつたらテレビ見られなくなるんです。これは大きなあれじゃないかな、差別ではないかなっていうふうに思います。一方では1,000円を出さなくとも見える地域があり、一方では1,000円を出さなかつたら見られない地域が出てくるっていうことなんです。そういう意味からしても、これは大きな差別じゃないかなっていうふうに思います。お年寄りたちは、ここに、ケーブルテレビに入らなくって、今までどおりの協聴アンテナで見たいといつても、このケーブルテレビを引くことによって、どうしてもケーブルテレビに入らなくてはならなくなるんです。そういうなかつたらテレビは見えなくなるんです。そういうことからしても格差を是正するとかいろいろ言っておりますが、ますます山間地の方たちはお金がたくさん要るようになるんですね。ほんとに苦労して生活をしております。その方が年に1万2,000円の負担は大変だと言つてゐるのにまだその上にお金をかけていかなくてはならないっていうことはおかしいんじゃないかなっていうふうに思います。それと伊興喜地域で行政の説明があったときに、その中で住民がおっしゃってたのは、このケーブルテレビをするにしたら、反対の意見がたくさんあつたらやめるのかどうかっていうことをお聞きした方がおつたと思います。で、そのときに、課長は、課長じゃなかつたな、副町長でしたよね。多数おつたらやめますということをはつきりおっしゃっておりました。しかし昨日の町長の発言では、これはアンケートはなじまないんじゃないかな。まあアンケートのあれには左右されないっていうふうにおっしゃっておりましたが、私はこれでは住民の意見を聞く耳をもうまったく持たないんじゃないかな。そのように思つております。で、伊興喜地域でも、この事業に少人数だったらやめる気があるかっていうときには少数だったらやめるっていうことははつきりおっしゃつておりましたので、その意味からしてもほんとに、この事業が住民の意見をまったく聞かずに無理押しでやっていく事業になるんじゃないかなっていうふうに心配をしております。で、やっぱりいろんな事業始めるにしても住民の意見が大切だとか、住民の意見を聞きながら進めていくっていうふうにおっしゃつておりますが、この事業に対してはまったくそのようなことがないのかどうか、再度お聞き致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本府総務課長（植田壯君）

再質問にお答え致します。

今山下議員、まあ強制的に加入しなければならなくなる。1,000円徴収するのはですね、差別につながるのではないかというお話しもありましたけれども、行政としましてはですね、逆にこの現在共聴施設、ご存知だと思いますけれども、管理していくにですね、今高齢化が進んでおりまして、ほんとにこう普段の維持、管理がですね、大変になってきておるという状況もありますし、そういう形で共聴施設を整備していくますとですね、今後ずっとそいつた維持におきましては、それぞれの共聴組合がですね、整備もしていかないかん。そういうことを考えますとですね、今も管理料もいりますし、そういうことを考えますと、私は今的方法

が一番ベターではないかなど。で、まあ特にその先ほども言いましたけれども、高齢者、低所得者、そういう方々には配慮もしていかないかんのではないかというふうに考えておりますので、そういう点でご理解もいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

山下議員の再質問にお答えします。

町長という仕事をしてですね、この議会でいろいろ発言をしますと、本当にその言葉の端々を捉えられてですね、いろんな意見、指摘がされます。しかし、まあいちいちは申しませんけども、私は常に聖徳太子が17条の憲法で冒頭と最後にですね、いわゆる話し合いによって出たことこそが正しいと。それをもって政治をするというふうに、和を以て貴しと為すと。もう基本的にそういう思いで降りますので、言葉の端々で、いろいろなことはあろうかと思いますが、ご理解を賜りたいと思います。

議長（小永正裕君）

山本副町長。

佐賀副町長（山本牧夫君）

先ほどの山下議員の質問の中で、私が伊興喜校下の地デジ、ケーブルテレビの説明の中でですね、その多数おればやめるということを言い切ったと言いますが、私はこの話は民主主義の説明ですね、いろんなところ行って、説明を言って、その受けた質問の中で、今町長が言いましたように、ほとんどの人がやめるのにそれでもやるのかと言われたら、それはやっぱり再考の余地があるということでですね、昨日まで町長が申し上げましたように、それはやっぱしそのときは中止はあり得るけれども、今の時代ですね、いろんなこれをやらなければやっぱし将来に非常に悔いを残すことであれば、それは町長が言いましたようにやるという、長と同じ意見です。

それからもう1つ、誤解があつたらいいませんが、先、1回目の質問の中でですね、佐賀保育所に、佐賀地域の保育所が、佐賀の街の中に統合されて拳ノ川校下から保育所がなくなれば保護者の方たちがですね、佐賀に全部子どもを連れて行かないかんと。だからその、そのために仕事が大変困るということを言われましたけれども、私どもは保育所の統合の説明ですね、一度もそういう説明をしておりません。説明をしたときには当然のことながら、拳ノ川校下、伊興喜校下、あるいはそういうとこから園児を連れて行くと大変なことですので、それは説明のときすべてですね、バスを通わして国道ぶちまで連れてきていただいたら、そこからすべて佐賀まで送迎致しますということを何回も説明しておりますので、そういうことは言っておりませんので、行政も説明しておりませんので、誤解のないようお願いします。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

そしたら、3点目ですけど。

まああの保育園の問題は、まあそれはそう言っていますけど、あの、ここでそんな話しことではないんですけど。まあ仕事は8時に始まりますよね。その前からもう保育園の送迎ができるかどうかっていうのがね、すごい皆さんには疑問に持ってるんですよね。じいちゃん、ばあちゃんがいる人やったら、そこで送迎ができる

けど、自分は8時には始まるから7時なんばには出て行かないかんから、そういう面では、そういう心配の声も出てるっていうことなんです。働くだろうかっていう。まあ確かに送迎はしますっていうことですけど、そういう声も出てるっていうことなんです。で、それと、多数がこれをやめるっていうのが多數であればやめっていう民主主義のあれですので、やめるっていうことです。まあだけどまあ町長は揚げ足を取つていろんなことからそういうこと言わされたら困るっていうことおっしゃっておりましたが、この1週間、一般質問の中では、私はまあいうたらアンケートはなじまないとかいろいろそう言っておられましたので、アンケートを取つてもなんちやならんのかなっていうふうに思いました。それとアンケートの設問ですが、設問にも問題があると思うんですよね。そのこともちろん頭に入れてアンケートをしていただきたいなって思うのは、やっぱり映らないんじゃないんですね。映るようにしてもらいたいんですね。映るようにした中でアンケートを、こういうケーブルテレビをやるっていうふうな形でアンケートを取つていただきたいと思います。

それと、やっぱり携帯電話も私は奥校下で橋川っていうところで生まれましたので、結構橋川には行く機会が多いんですけど、それまでは携帯電話もつながりませんでした。でも今つながるようになっております。で、昨日も宮地議員がおっしゃったように、インターネットもこれからどんどんどんどん進化していくと思います。その中で、こういうものがやられるっていうことはもうちょっと時期尚早じゃないかなっていうふうに思っております。そういう意味からして、私はもっとアンケートの取り方も、もうちょっと工夫をしながらやっていただきたいと思います。ま、その点ひとつ。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

おっしゃられる意味というか、気持ちはよく分かります。しかし、いろいろ日進月歩のこういう通信技術のですね、発展も総論ではですね、そういうことがいっぱいニュースとして伝わってきますけども、まあ例えば防災行政無線についてもそうですが、われわれ最初3億、4億程度でできると、大方地域にも整備できると思っておりましたけども、実際に調査してそれをやるということまで調査をお願いしますとですね、やはり電波が通らないとか何とかということで、ここにもあこにもアンテナを立てないかんというような事態になってですね、7億も8億もかかるというような状況が生まれております。ですから、議論の場ですね、いろんなニュース、いろんな取り組みというのは当然あるわけですから、地域ですね、それを実際に活用、運用、あるいは設置、整備するということになるとですね、いろんな支障が出てきます。ですからそういうものを当てにしてですね、手をこまねいておるということはいかがかなというふうな思いはしております。

それからアンケートにつきましては、再三ご質問にお答えしておりますように、アンケートを取る、取らない、また中身がどうこうということまで今決めておりませんので、今後のことかと思います。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

それでは2点目の質間に移ります。

えっとこれあの私は佐賀地域の図書館の充実をというところで、（議長より「山下君、ちょっと待ってください」との発言あり）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 10時 41分

再開 10時 43分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本副町長。

佐賀副町長（山本牧夫君）

先ほどの私の保育所の送迎の答弁の件ですね、まあ全部運ぶということに、まあ原則はその整備の中では不自由をかけないようにということで言ってきましたけれども、まあ制度上の問題ですね、乳児は運べないようあります。ですからそれは訂正させていただきまして、2歳以上を送迎するけれども、それ以下の子どもについてはですね、いろんな方法を考えていくと、検討させてくださいということに訂正させていただきます。

以上です。

議長（小永正裕君）

2番目の質問に移ってください。

山下君。

2番（山下伊都子さん）

まあそういう心配が保護者にもあるってことですね。はい。

えっと2番目の質問を致します。えっとこの質問は、佐賀地域の図書館の充実についてことで、通告書には町長と書いておりまして、訂正するのがあれでしたが、教育長の方にお願い致します。

えっと佐賀地域の図書館は皆さんもご存知かと思いますが、図書館とは名ばかりで、狭い会議室の一室で、廊下にまで書籍が溢れている状態です。で、机も1つしかなく、図書館内で落ち着いて読書や調べ物ができる環境ではありません。夏休みに子どもたちが図書館の利用が増えておりました。また図書館に行って聞いてみますと、合併することで図書館の本の冊数も増えて利用者が増加しているっていうことも聞きました。私も夏休みに図書館をのぞいてみたら、あの狭い一室で子どもたちが勉強をしていました。私は勉強の邪魔にならないように、司書さんに本を選んでもらっていると、子どもを連れた方がきまして、狭い場所で机の場所を縫うようにして本を選んでる人や返却をする人がいました。

このような状況で落ち着いて読書や調べ物ができるとは思いません。それと佐賀地域には本屋さんがあります。読みたい本や雑誌は隣町まで行かなくては手に入りません。そのためには身近に図書館が本当に必要です。で、図書館は公共の施設ですから、利用できる人だけが利用する図書館ではなくて、いつでも誰でも無料で資料等が手に入らなければなりません。図書館は本を貸すだけではなく、教育や文化の下支えをする役割を担つてだと思います。

そこで教育長にお聞き致します。図書館の隣に開いている会議室があります。そこが活用ができないかどうかということでお聞き致します。で、これからあの本が増えたり、保管場所の確保とか、まあいうたら溢れた書籍が収納できるような本棚がもっと欲しいっていうふうに言われております。で、隣の会議室の戸を全部取り払ったらもうすごく広くできるんですよね。そこで隣の会議室が図書館にならないかどうかっていうことをお聞き致します。で、その中でそうすることによって本を選ぶスペースや、子どもがわくわくしながら本を選べるし、また小さい子どもたちは床に本を広げて本を見てるんですよね、絵本を。そういうじゅうたんが引いた簡単な子どものスペースなどが作れたら、安心して子どもが、親は子どもに絵本を読んで聞かせたりとか、

そういうことができます。そういう意味で、隣の会議室の利用ができないかっていうことでお聞き致します。

それと、司書さんにもお聞きしたんですが、隣の会議室は湿気がひどくて、このままでは使用ができないんじゃないのか、本が傷むんじゃないかっていうことでも言われております。で、問題はたくさんあると思うますが、設備の援助や机、いすなどの設備の増加ができないかっていうことです。

で、それと生涯学習についてですけど、町も高齢化が進むにつれて、生涯学習についての取り組みが豊かになっていますが、図書館を生涯学習の一貫として取り扱ってほしいと思います。体を使ったり、使ったスポーツや、それにあわせた大会などもありますので、もちろんそういうことも必要ですし、お年寄りたちは楽しみにしています。しかし、ゆっくりと読書を楽しむのもまたひとつの生涯学習に欠かせないことではないでしょうか。まあこうした考えの下で。では、個人が図書館を利用すればいいではないかっていうふうに思うかもしれません、ほんとに車を運転できない方たちや、で、子どもたちが図書館が利用できるかどうかっていうことになれば、図書館が利用できない方がたくさんおられます。で、そこで全地域を、まあいたら移動図書館でできないかっていうことでお聞き致します。まあ、車両とかいろいろ問題があるとは思います。まあやりましょうっていうふうにはならないかもしませんが、まあ団体などに貸し出したりして、例えば集会所やら小学校、ほんで保育所に行って、その書籍をおいて循環型にするとか。そういうことができないかどうか、お聞き致します。

これは小さい町だからこそできる利点だと思われますが、利用者の顔も見えますので、親密な関係っていうのもできると思いますが、どうでしょうか。あるだけの図書館から、使ってもらうための図書館。利用者が望んだための図書館へと行くっていうことは大変いいことだと思いますが、この2点についてお聞き致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

山下議員の佐賀地域の図書館の充実をとのご質問にお答えを致します。

まず、佐賀地域の図書館の状況ですが、佐賀総合センター1階にあります、館の面積が30平米。蔵書数は19年度末で1万415冊となっておりまして、この蔵書数につきましては合併後もほとんど変わっておりません。議員ご質問の中で、廊下にも本が溢れているということですけれども、これにつきましては、県の移動図書館、いわゆる県立図書館からの定期的な巡回による本屋、館内的一部の本を展示して、センターを訪れた人の目に付きやすくしているためのものです。利用者数は、合併後やや増加しております、19年度が5,420人。これ1日あたりに直しますと、20人となっております。利用が多いのは夏休み期間中であります、8月は1日あたり24人の利用となっております。利用者に対しましては、館内に机が1つと、いすが7席。外の廊下にいす1席を配置しております。

このように館内はあまり広いとはいはず、いすも少ない状況となっております。このような状況の中ですね、議員ご質問の図書館の拡充ということになりますと、隣の会議室を使用するということになります。この会議室の床下にはですね、総合センターのエアコンを使用する地下の貯水タンクがありまして、このためこの水の影響で、部屋の湿度が非常に高くなっています。まあ湿気によりまして、結露などもできるような状態となっております。このように図書館として使用することはなかなかできにくいと、まあ現状ではできにくいう状況になっておりますので、これを仮に図書館として使うということになりますと、何らかの対策が必要ということになってきます。通常の図書館の利用に当たりまして、図書館がいっぱいになって座りきれないというふうなことは、最近ではあまりないというふうに聞いております。まあこの中ですね、もし入

館者が集中をしまして、座りきれない、そのような状況がある場合にはですね、この隣の会議室、あるいはまた、廊下を挟んだ向かい側に老人室がございます。これ和室の部屋ですけれども。まあこちらを利用してですね、対応をできないものかというふうに考えております。まあ、このあたりをご理解いただきたいというふうに思います。

次に、移動図書館を行う考えはないかとのご質問ですけれども、確かに図書館から離れた地域で、特に高齢者の方で交通手段を持たない方にとっては、移動図書館があればですね、非常に便利になるとは思います。まあしかしながら、移動図書館となりますと、専用の車と、まあそれから運転手の方が必要ということになります。まあ現状の黒潮町においてですね、まあそれらの経費に見合うその住民のニーズと言う面で考えますと、少し疑問も生じるというところもございます。まあどうしても、移動図書館を利用したいということでございましたら、県立図書館が行っています移動図書館、これの方をですね、ぜひ利用をしていただきたいというふうに考えておりますので、ご検討を願いたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

えっと、あのまあいろいろと司書さんにもお聞きしたら、隣の部屋は湿気があつてなかなか本を置くような環境ではないっていうこともおっしゃっておりました。しかし、広げていただきたい、あのまあ人数は20人程度って言うこともおっしゃっておりました。これは、でも20人程度が、ほんとに狭い、あの30平米ですか、ところで縫うようにしてやっているんですね。まあ私が行ったときには夏休みっていうこともありましたけど、子どもたちがあそこで2人、3人机のところで勉強しておりました。ほんとに子どもたちが夏休みに来て勉強ができるような環境ではなかったんです。こう子ども連れの方が来て本を選んだりとか、で、司書さんにどうしたらいい、ああしたらいいっていう聞くような状況、ほんとにあの狭いところで聞くような状況にもなっていました。せめて、隣の部屋が使ったら、もっともっと子どもたちも図書館の利用が増えるんじゃないかな、そのように思いました。で、やっぱり、隣のあの畳の和室ですか、あそこでは本の読み聞かせもしておりますが、あのどうしても司書さんの目の届く範囲でこうやってもらったほうが、もっといいんじゃないかなっていうことも言われておりましたし、ちょっとあの部屋を換気をするような形でやれたらもっと充実をして子どもたちもいつも行けるんじゃないかな、そういう環境にできるんじゃないかなっていうふうに思いましたので。多少はお金がいるとは思いますが、そこらへんをやっていただきたいっていうふうに思います。やっぱり小さいときから子どもたちが本に親しむ環境づくりっていうのは大切ですので、そういう意味では小さい子どもたちが本を床に本を広げて、楽しく見てる光景っていうのはね、ほんとにほほ笑ましいもんですので、ぜひそういう形で広げていただきたいっていうふうに思っております。

で、それと県立移動図書館、あのまあ今経費的にも大変だっていうことで言われておりましたが、県立図書館のそれを利用するっていうことは県立図書館は佐賀地域だけにしか、図書館のところだけしか来てないんですけど、要望したら各地域に行くんですか。そのへんもちょっとお聞き致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答えを致します。

まあ確かにですね、図書館全体で30平米ということで、本当にあまり広くはございません。まあそうした中ですね、特に夏休み辺りはですね、利用も多く、まあ議員申されますようにですね、まあゆったりと本が読める状況にはない場合もございます。ただ、今申しましたようにですね、絵本の読み聞かせとかですね、そういうことは隣の和室で行っておりますし、どうしてもその人がいっぱいになってですね、混雑をするということがあればですね、隣の会議室をそれに使うというふうなこともまあ対応はできます。まあ今後の利用状況を少し見てですね、検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、県の実施しております移動図書館ですけれども、これはいわゆる自動車文庫というものであります、対象になる施設につきましては公共図書館、公民館図書館、それから小中学校、幼稚園、保育所、その他の施設というふうになっております。このそのほかの施設といいますのは、社会福祉施設、あるいは団体ということになっておりまして、団体であればですね、地区の集会所などにも来てくれるということです。まあこの利用に当たってはですね、前年度の3月に県の方に申請をすればですね、翌年度巡回をしてくれるということになっておりまして、年間、回数少ないですけれども4回程度の巡回があるそうですので、できればそちらのほうを利用していただければというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

もう時間があんまりないんですけど。あの移動図書館は日本で初めて高知が出発したそうなんですね。で、自動車文庫として初めて。で、合併をして、いの町は地域が広くなったので移動図書館を試験運行しているって言うことでもおっしゃっておりました。で、また南国市なんかでは、週4回、小中学校、保育園も含めて67カ所のステーションを回っているっていうふうにおっしゃっておりました。で、やっぱりなかなか職員さんとかそういうのも大変ですが、この南国市なんかはほんとにきめ細かく1週間の割り振りをやって、どこどこ。お店もありましたね、どこどこのお店とかそんなんもあります、ほんとにきめ細かいサービスがしてあるんだなっていうふうに思っておりました。今、県も移動図書館の推進をしてると思うんですよね。そういう意味では、ぜひもっともっと、あの本に、この今度もう、秋の夜長ですので、住民が本に親しむような地域づくり、そういうのをしていただきたいなっていうふうに思います。

で、それと、図書館、あのまあ、なかなか予算的なものもありますが、ぜひ隣の会議室、今教育長室もなくなってますし、2階にも会議室もありますのでね、ぜひあの、そんなにお金要らないと思いますので、湿気の部分を取り除くことで、ぜひ隣の会議室を広々使えたらもっと住民が図書館に足が向くんじゃないかっていうふうに思いますので、ぜひその点を検討していただきたいと思います。

ほんで、移動図書館、県のんは年4回っていうことですよね。で、4回だったら、ほんなら何ヶ月も借りられるっていうことになるんでしょうかね。そのへんがちょっとあれなんですね。まあ県の図書館の、移動図書館の検討っていうことにはなかなかならないんじゃないかなっていうふうに思いますが、どうでしょうか。最後お聞きします。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

私は、合併をしてから週に1度佐賀の事務所に勤務をしております。まあこのように議会があつたりですね、会と重なる場合が出てくるとなかなかそういうこともできんわけですけれども、基本的には週に1度勤務をしているというふうなことで、時々図書館の方ものぞくわけですけれども、そのぞいたときには、小学生、中学生があこに来てですね、困っているというふうな状況を見たというふうなことはあまりありません。ただ、先ほど次長が答弁をしましたように、夏休みにはですね、子どもたちがあこへ来まして、あのセンターのロビーですね、本を読んだり、あるいは絵描きをしたりというふうなことはしているところは見ますけれども、平常の時にはですね、それをして、しているというふうなことは、私は勤務したときにはあっておりません。まあそのような状況でございまして、先ほど次長の方から申しましたように、利用者が平均すると20人ということでございますが、まあ今後、いま山下議員からもですね、質問をされましたように、その利用者についても気をかけて見守っていきたいというふうに思っております。

それから教育長室の件でございますが、自分も初めてあの教育長室へ座ったときにですね、行きますと大変な水滴が床にも、それから壁にもですねおると。いっぱいになっているというふうな状況を見まして、これはなんだと、ということで職員に聞いたことがあります、これはこの下に水槽ですか、そのようなものがあって、このような非常にその湿気を持つというふうなことで、並みの湿気ではないというふうに感じたことでした。まあそういうことから、自分が勤務するというときには、職員にクーラー等をですね、入れていただくというふうなことで取ってもらってるわけですから、ただ、休み等のですね、明けの時にはなかなかその湿気が取れないというふうな、行ってからどろどろしたところに座らなければならぬというふうなことを繰り返しております、あこが図書館としては、ちょっとまだ、会議室も含めてですね、図書館としての利用というのはどうかなというふうに考えております。

それからあの、私たちも子どもに対する本というのは非常にこれはもう必要であるというふうに感じておりますが、移動図書館につきましてはですね、先ほど次長が申しましたように、ニーズ等のこともあります、やっぱりそのニーズに対する利用といいますか、それがですね、どうかということを考えますと、まあ費用対効果等も考えてですね、今の段階ではするということにはちょっとようお答えを致しません。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

えっとあの、県の移動図書館でございますけれども、年に4回と申しましたが、これはですね、佐賀の図書館、それからあかつき館ですね、も利用しておりますけれども、まあ希望する本をですね、何十冊か借りてですね、保管をしておってですね、あとまあ3ヶ月に1回程度こう回ってきて、そのときに返してまた新しいものを借りると。そういうふうな形になっているようです。

以上です。

2番（山下伊都子さん）

でも教育長が来るときには学校が始まるときですので、子どもは見ないと思います。

以上です。

（教育長より「休みも行ってます」との発言あり）

休みも行くんですか。あ、そうですか。

議長（小永正裕君）

これで山下伊都子さんの一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

この際11時20分まで休憩致します。

休憩 11時 07分

再開 11時 20分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第14号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めるについてから、議案第27号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを一括議題とします。

常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

今議会で総務常任委員会に付託されました議案は全9議案であります。

議案第14号、専決処分の承認を求めるについての歳入全部、議案第16号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第23号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算についてのうち歳入全部、歳出のうち2款総務費、9款消防費、第2表繰越明許費までの全9議案を、去る9月11日午前9時から11時30分まで間、本庁3階の第2会議室におきまして、町長、両副町長をはじめとする関係課長ならびに関係担当職員の出席を求めて委員会審査を行いました。

それでは、議案の審議結果につきましてご報告致します。

まず、議案第14号、専決処分の承認を求めるについては、本会議でもご説明がありました、し尿処理場の機械故障に伴う、し尿の海上輸送費用であります。

これにつきましては、特に意見はなく、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第16号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について、および議案第17号「黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は、全会の6月議会で改正した条例に項の誤記があったために、項の訂正、および項の繰り上げ等を行いとそれを改正するものであります。

これにつきましても、特に意見はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、黒潮町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第22号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまでの全5議案は地方自治法の一部改正により、本条例に改正の必要ができたことや、例えば、議員の報酬とあったものを議員報酬とするなどの語句や表記を統一するような条例改正であります。

これも本会議で十分な説明がありましたので、特に意見はなく、採決の結果、本5議案すべてが全会一致で可決すべきものと決しました。

最後の議案第23号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算についてのうち歳入全部、歳出のうち2款総務費、9款消防費、第2表繰越明許費につきましては、予算書を基にご説明致します。

なお本会議での質疑等により具体的説明のあった部分は省略させていただき、特に総務委員会で質問のあった部分や議論となった部分につきましてご報告致します。

まずは歳出の方からご説明致します。

歳出のうち、16ページ、2款総務費のうち3目の財産管理費、11節の需用費の部分40万2,000円ですがこれは佐賀庁舎の屋上にあるトランクの取り換え工事と、庁舎前の駐車場に雨水が今たまってしまうような状況の

ようですが、それを改修するための舗装費用です。

それから、その下、15節の工事請負費は、大方庁舎の倒れそうになっている街灯の修理費用とのことです。

次に11目情報化推進費のうち9節の旅費18万円であります、これは今議会でも議論となっております、情報基盤整備に関する先進地への視察費用となっております。

それから17ページですが、2項2目の賦課徴収費、23節の償還金利子及び割引料の640万円の審議の中で、全員が還付金を受けられていない原因であるとか、また町の取り組みについての質疑がありました。本件は以前より総務委員会で広報を通じての呼びかけであるとか、該当者への告知をお願いをしておりました。それを行なった上での今回の結果であるという答弁を受けております。それで我々としても、現在の申請主義の仕組みの中では致し方ないが、今後もこのような場合には住民に対しては十分な対応をしてもらうように、お願いをしております。

それから次、22ページに飛びます。22ページ9款消防費の内、11節の需用費の70万円であります、これは本会議でも説明がありましたが鞭のサイレン吹鳴の修理費用とのことです。歳出につきましては以上です。

それから次に歳入の部分ですが、歳入の部分では特に議論等になった部分もなく、大きな意見もありませんでしたので、歳入については以上です。

それから最後に9ページの部分の第2表縫越明許費であります、これも、本会議以上の特に説明はありませんでしたが、内容は昨日の矢野議員の一般質問の答弁にあったとおりであります、国に対しての翌債の手続きを進めるために今回この縫越明許を行うと言うことでした。

以上本議案につきましては、特に議論となることはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました全9議案すべてが全会一致で承認、および可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

矢野君。

10番（矢野昭三君）

縫越明許費、9ページの件でございますが、私に耳には、私の耳がわりかったかどうか分からぬが、提案理由の説明のときに、縫越明許するこの1億4,300万、そのものの理由、具体的な理由の説明がなかったんじゃないかなと私は思っております。それで、委員長にお尋ねするんですが、その前にですね、私去年の6月から、初議会から道は東から来ちりますよと、道は東から来ておる。だから、東の方をてきぱきと片付けていかないとなかなか道はこちらまでたどり着かないで十分な体制、職員体制も含めて、そういうものを充実する必要があると思いますがということを再三町長にもお尋ねしてきたわけでございますが、もしや、職員の体制が不十分であるために、この当初予算が、始まって以来5カ月、この早い時期に半分白旗を掲げたような感じのこの縫越せなあいかんというのは、私は甚だ情けない思いで一杯でございます。これはやらないかんということで予算要求され、議会が認めたわけでございますので、なぜこの時期に縫越せなあいかんのか不思議でならないんですよ。もしかして、私は人が足らんがじやないかと思う。そうであれば、その辺を対策講じて

いただいて事業をしやんしやん済まさなあ。

これだけやなしに黒潮町始まって以来待ちかねちゅう自動車専用道路の進捗（しんちょく）にも私は影響が出たら困ると、そんなふうに思ひようがです。地域の願いであったものが、具現化されようとしておるときに、必要なところに必要なだけの職員が入っていかなければなかなか号令だけではものは進まないと私は思ひながらいつも道は東から来よりまかすよということを訴えてきたわけでござります。残念ながらこの繰り越しいうことがここへでてきましたので。

委員長そのへんのことのお話はございませんでしたか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

この縫越明許になったその理由なんですが、入札をする前からですね、これは工期がもう遅れることがもう分かっていると。そのときには国に対してですね、最初にこの翌債の手続きを進めていかないといけないわけなんですが、この縫越明許が立ってないとそれができないと。そういうことでしたので、我々はそれはしようがないということで終わりました。もうそれ以上の質疑であったりとかですね、討論とかその他もろもろの何もありませんでした。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

10番（矢野昭三君）

その入札する前から工事は遅れることが分かっちゅうというその原因の話し合いはなかったんですか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

具体的にですね、例えば何が足りなくてとかですね、まああの事務手続きの遅れであるとかですね、そういうことは言ったような記憶があるんですが、その他ですねどんなことがありますね、例えば地権者がどうこうとかですね、そういうお話しはなくてですね、私が記憶してるのはそういう事務手続き上の問題であつたりとか、何かまあそういった理由でとにかく、まあ工期がですね、その今年度中に終わることはできんと、そういうことでしたので、以上それ以上の説明はですねなかったと記憶します。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

明許縫越については今矢野君から発言があったがですが、いわゆる事務上の、事務的手続きの問題、さまざま問題あろうかと思うんです。地権者の問題とか、事業の内容で基本的に直さないかん特別な理由がない。これはなんともならんいう理由でもいわゆるね、大事な事業を、予算を繰り越しするということは事業ができるですから、その点ね、もっと慎重にね、いわゆる努力の結果いうてもね、まだ3月からおまんこっちどちらあたちょうがです。のう、せめて12月かね、3月やったら話し分かる。このおまん最中にね、縫り越しちゅう

ような話しさは、元々やる気は無いがやもん。そういうことのあれなかつたですか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

もちろんですね、この工事については、佐賀のインター絡みの工事でありまして、うち黒潮町にとってもですね大変重要な事業で、それはもう執行部としてもですねやりきるという姿勢では臨んでいます。ですが、今回の、先ほどから申しているようにですね、今回のその工期の中でですね、予算取ってる分は、とりあえずですね、今の状態では進みきれんと、いうことがもう今の時点ではつきりしていると。ですからそれは繰越明許を立ててやらざるを得んと、ということでしたので、我々もそれだったら仕方がないということで、委員会では納得しました。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

いわゆる、用地の問題よね。それはもう分かる。分かりますが、いわゆるあの後へね、後でこう段取りがつくような、ね、いわゆる手立てを講じて、講じちょうどよと、今回やむを得んと。まあそういう結果で、そういう結果やと。それをだから認めたと、いうがですかね。ね、そうやなかつたら話進まんきよ。しまいつけるような答弁しどうせや。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

もちろんですね、来年度これは引き続いてですね、やってもらって完成に向けて頑張っていただけるということで、我々も納得しております。はい。

議長（小永正裕君）

他に質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浜田純一君）

それでは産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

付託されました議案は、議案第15号、平成19年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について。議案第23号、平成20年一般会計補正予算の認定についての歳出のうち、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費。議案第27号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてありました。

去る9月11日、午前9時半より16時45分まで、常任委員全員出席の上、第3会議室において、各担当課長、そして町長も出席をされておりましたが。慎重に審査を致しました。審査の内容で議論されました主なものを報告致します。

議案第15号、平成19年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてありますが、ページ3ページの損

益の計算書ですね。これを見てみると、当年費用の合計額がですね、1億894万8,000円に対して、当年度収益合計が1億3,141万1,000円でありますので、当年度純利益は2,246万3,000円となります。前年度の繰越剩余金が2,092万4,000円ありますので、登記剩余金は合計致しますと、4,333万8,000円となり、うち3,000万円を利益積立金に繰り入れるという、こういう決算でありました。ただ、ページ6ページですが、未収金。未収金項目がありますが、これが2,754万5,000円のうちですね、1,341万6,000円、これが19年10月10日現在ですね、未収、給水停止中の、未収金ですね、元（もとい）。未収金が1,346万あります。このうちですね、19年10月10日、現在ですね。給水停止中の方が6名おりまして、佐賀地区では未納の方はよこはま水産だけであります、大方地区にですね、未納者が多くあります、回収に向けた大方地区の職員の奮起を促すものであります、回収に向けた職員の努力を促すものであります。15号議案については、以上そういう質問もありましたけれど、全員一致で認定するものと致しました。

議案第23号黒潮町一般会計補正予算について、歳出の内6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費であります、ページ19ページを開けてください。ページ19ページですね、1項農業費、3目農業振興費、11節需用費の284万7,000円は、菌草工場の雨漏り、それから殺菌装置、およびシャッターの修繕費用であります。12節役務費、17万円は殺菌装置の検査の費用であります。19節負担金補助及び交付金36万3,000円であります、これは散布者の要望が1台であったものがですね、2台になったための財源の組み替えによるものです。

そしてページ20ページを開けていただきたいと思います。1目林業総務費、24節投資及び出資金、142万3,000円であります、これは森林組合の出資金であります、平成17年度からの出資配当金がですね、平成11年度から平成17年度までの出資配当金が、5月26日付で森林組合より通知がありまして、同額142万6,000円ですかね、142万3,000円を森林組合に再び出資するというものであります、14ページに相手科目が載っております。

次に、2目林業振興費、8節方消費20万円は、20頭を限定とした、シカの捕獲報奨金であります。19節負担金及び補助金及び交付金230万円は、5,613メートルの防護策、そして運搬車の購入等でございます。

次に3項水産業費、2目水産業振興費、19節負担金補助金及び交付金、72万7,000円のうち、これは佐賀地区的移動式計量器の導入補助金でございます。127万5,000円。あ、そうですね。あ、すいません。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、11節需用費、5万1,000円は、ビオス、ビオスのエアコンの修繕量で、18節備品購入費、10万1,000円は同じくビオスのポスレジの無停電装置の2台の購入費用です。

次にページ21ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、17節公有財産購入費、1,100万7,000円ですが、これは市野瀬、それから橘川線の市野瀬側の6,371平米と、橘川線2,700平米の高規格道路の用地を地元の要望により購入するものでございまして、購入単価はですねかくかく場所によって差はあります、平均致しますと、平米1,800円くらいになるそうです。22節、補償補填及び賠償金、430万はですね、これはまあ大まかに申しまして、109筆あるそうでございますが、市野瀬、2億1,581万4,000円ですね。それから橘川29億3,985万5,000円。ごめんなさい、訂正します。市野瀬側で210万5,814円、橘川で293万9,855円。合計504万5,649円の高規格道路補償費でございまして、当初予算に750万計上しております分の追加分です。

3項河川費、2目がけくずれ対策、15節工事請負費1,500万ですが、これはがけくずれ対策事業として、拳ノ川、それから奥湊川、それから灘の3カ所を予定しているとのことであります。

次にページ22、5項都市計画費、2目都市計画環境整備費、13節委託料、500万ですがこれは財源組み換えによるものであります、まちづくり交付金として設計及び調査を委託するもので、登記事務委託費、250万

の削減はですね、登記事務が臨時職員で対応できるというためのものの減額でございます。まちづくり交付金事業設計調査委託金、750万円は、19年度の繰越予算でございまして、中角藤縄線の法免（のりめん）安定委託料が40万、それから宅地造成工事管理委託、350万。そして宅地開発調査費、660万。合計1,050万となつております。これから道の駅、これからですねこの道の駅の基本設計費用、まあ道の駅がちょっと次に次回に回すということでございましたので、300万を差し引きますと、750万になりまして、委託料として500万計上をしているものであります。次に17節公有財産購入費、500万はですね、3月議会で計上をしておりましたが、19年度の予算で対応できるというためのものでございまして、削減をしたものでございます。

次に6項住宅費、1目住宅管理費、11節需用費100万は、これはよこはま団地のトイレ間の故障でありまして、これの修繕費用であります。2目住宅建設費、14節使用料及び賃借料10万円は、坂折団地の不測事業を始めるのに、いったん家を空けてもらわなければなりませんので、2名の方のその貸し手が見つかりましたので、2名掛ける2,500円掛ける2カ月分の費用でございます。

それから15節、工事請負費300万円は同じく坂折団地の外壁の修理費でございます。

議案第23号につきましては、7款商工費の内、2目商工振興費、11節需用費および18節備品購入費についてはですね、これはビオスの関係予算ということでありまして反対の意見がありました。

そしてまた、8款土木費についてもですね、まちづくり交付金事業に対して、見込みがないということで反対の意見がありましたが、採決の結果、賛成多数により可決するものと致しました。

議案第27号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計補正予算については、これは上川口の水源池発電施設、まあ停電時に稼働するものらしいですが、これに額756万円、それから仲分川の水源池調査のボーリングに300万円、計1,056万円を6款のですね、資本的支出項目、建設改良費で補正するものであります。

5款基本的収入300万円はですね企業債で補正を致しまして、6款資本的支出1項建設改良費の1,056万円のうちですね、756万円を過年度損益勘定留保資金で補てんするものです。

以上産業建設常任委員会に付託されました全議案につきまして、認定及び可決するものと致しました。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（森 治史君）

今9月議会に教育厚生常任委員会に付託されました議案につきましては、第14号専決処分の承認を求めることについての歳出の方の4款、衛生費から23号20年度黒潮町一般会計補正予算につきましては、民生費、教育費です。それと、第24号平成20年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、25号平成20年度黒潮町老人保健事業特別会計補正予算、26号平成20年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての5議案につきまして、9月に11日、午前9時半より12時まで、委員全員出席のもとに3階議会議員控室におきまして、各所管課長に出席を願い慎重なる審議を致しました。

それでは、第14号平成20年度の黒潮町一般会計補正予算の専決を、13ページになります。この中の4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費でございますが、これは、今年の7月13日12時に地下にあります配電盤通信コンピュータが熱のために不能となりまして、し尿処理ができなくなりました。それにつきまして、修理ができるまでの間、7月14日から18日までの5日間分を200トン海上輸送で九州の天草で処理をするための費用であります。トン当たり3万5,000円というようにお聞き致しました。それと、コンピュータの修繕費が51万4,500円、これはまあ今回これだけの修繕が掛かったという報告を受けました。それにつきまして、このコンピュータが平成10年3月の設置で今年で10年目を迎えるというように聞きましたことで、委員会の方では、いわゆる耐用年数が来たときには新しく取り替えることを検討すべきではないかと、いわゆる今回の700万もそういうようにやっておきましたら、この修繕費の51万で済んだことではなかろうかということで委員会の意見と致しましては、耐用年数が来たときには新しく取り替えるか、修繕でいいか、そのへんをきちっと検討すべきではないかという意見が出ました。

続きまして、第23号議案黒潮町一般会計補正予算の方をお願い致します。

まず、17ページ民生費になります。3款民生費、1項社会福祉費、2目社会総務費でございますが、ここはなくて、7目、この7目の障害者自立支援費の中の備品費、備品購入費20万円ですが、これは知的障がいのある方の障がいを発見をするための機械の購入らしいです。これで私も分かりませんけど、なんかそのいすに座ることによって、その障がいがある程度判定できるためのジョイント式の物の購入ということでお聞きしております。

これにつきましては国の補助というように説明を受けました。

続きまして18ページをお願い致します。20節扶助費ですが、379,000円につきましては、障害者自立支援法の関係で障害施設等に入所したときに、この法律ができたから個人負担が多くのしかかってくるようになります。その分につきまして、県と町とで補助をするものとお聞き致しました。23節、償還及び利子割引率につきましては、これは19年度の精算による計上でございます。2項老人福祉費、1目老人福祉総務費でございます。同じく18ページになりますが、この中の19節負担金補助金及び交付金の1億5,784万3,000円でございますが、これは県下統一の後期高齢者医療機関に対して、連合に対して当初予算で組まなければいけなかったものですが、のべき療養給付金の負担金を上げてなかった関係で、今回計上するもんであります。これにつきましては6月に広域連合会の方より療養給付費請求がきて、担当が調べた結果計上漏れが7月の中旬に分かつたようございます。が、あまりにも額が大きいために上司の方への報告が遅れ、7月24日に報告があり、すぐ佐賀の山本副町長に伝え、町長、奥本副町長にも説明に回り、今回補正で上げるものであります。ただこの中で委員会の意見として出ましたことは、間違いは誰でもあることありますので、分かった時点ですぐに上司に報告することということと、職場の中でやはり報告をしやすい環境を責任者がつくっていくことではなかろうかという意見がありました。

続きまして18ページ、3項児童福祉費です。これにつきましては、7節賃金2,220万、臨時職員雇用費でございます。これも一定限の説明は冒頭ありましたけど。これにつきましては、19年度の退職者が5名保育士がおりましたが、補充されてない関係で、臨時職員での対応をされております。対応は大方地区が12名、佐賀地区で3名での対応で、当初予算を上げておりましたが、12月の調整で上げた金額が、削減されておりましたので、今回10月から3月までの不足分を計上するものでありますという説明を受けました。で、委員会の意見と致しましては、当然1年間を通じて分かつている費用である、経費であるならば、当初予算で削減し、このように補正で上げてくることがないようにすべきではないかという意見がありました。これにつきましては、

全会一致で可決するものと決しました。

続いて 23 ページをお願い致します。10 款教育費でございます。2 項小学校費、これの 13 節委託料 771 万円は、佐賀の小学校と伊与喜の小学校と、拳の川小学校の体育館の耐震第 2 診断の費用を上げております。15 節工事請負につきましては、冒頭でも説明がありましたけど、これは入野小学校の体育館の第 2 診断に基づいて補強工事をするものです。0.6 以上への補強をするように基準以上のものにするための工事費であります。3 目維持修繕費でございますが、その中の需用費 228 万 6,000 円につきましては、佐賀小学校、伊与喜小学校の水道の漏水のための工事費であります。3 項中学校費につきましては、13 節委託料 269 万円は佐賀の中学校体育館の耐震の第 2 診断費用であります。3 目維持修繕費につきましては、11 節需用費 280 万につきましては、佐賀中学校の漏水による水道管の取り替え工事等でございます。これにつきましてもいろいろな意見はありましたけど、全会一致で可決すべきものと決しました。

次は第 24 号、黒潮町国民健康保険事業特別会計補正の 1 号をお願い致します。黄色い表紙がついております。これにつきましては、8 ページの 1 款国民健康保険税でございますが、国税の確定による調定での減額であります、これはそういうことでの調整事項であります。9 ページ 5 款療養給付費のこれも歳出の率によります、いわゆる調定によります補正であります。6 款前期高齢者交付金につきましても決定通知額によります取り扱いの減額でございます。11 ページの方も、2 款保険給付費でございますが、これも 2 月から 7 月までの分で 1 年間の必要額を計算して、不足額になりましたので、増額の補正を 5,560 万致しますものであります。3 款後期高齢者支援につきまして、2,131 万 2,000 円の増額補正につきましても、当初予定金額が決定通知額より不足するための補正であります。5 款老人保健拠出金につきましても、交付金の通知決定によります減額補正であります。6 款介護給付金につきましてもこれも同じく交付金の通知決定によります減額であります。そのことによりまして、第 24 号の議案につきましては全会一致で可決すべきものと決しました。

第 25 号議案、黒潮町老人健康保健特別会計の補正につきましてです。これにつきましても 19 年度の事業確定によります精算であります。それにつきまして、何の議論も無くこれは当然全会一致で可決すべきものと決しました。

第 26 号議案黒潮町介護保険事業特別会計予算書補正第 1 号でございますが、これにつきましても、19 年度の事業確定によります精算でありますので、何ら議論もありませんでしたが、全会一致で可決するものと決しました。

それと一番最初のところで、承認のところで、14 号議案のところで、ちょっと私、全会一致で承認すべきものと決しましたという言葉が、忘れたようですので、ここで付け加えさせていただきます。

以上報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑、報告を終わります。

これで常任委員長の報告及び常任委員長に対する質疑を終わります。

この際 13 時 40 分まで休憩致します。

休憩 12 時 10 分

再開 13 時 40 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

議案第 14 号、平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算の専決処分の承認を求ることについての討論はありませんか。

反対討論からお願いします。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 14 号の討論を終わります。

次に、議案第 15 号、平成 19 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論はありませんか。

反対討論からお願いします。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 15 号の討論を終わります。

次に、議案第 16 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 16 号の討論を終わります。

次に、議案第 17 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 17 号の討論を終わります。

次に、議案第 18 号、黒潮町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 18 号の討論を終わります。

次に、議案第 19 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 19 号の討論を終わります。

次に、議案第 20 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 20 号の討論を終わります。

次に、議案第 21 号、黒潮町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 21 号の討論を終わります。

次に、議案第 22 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 22 号の討論を終わります。

次に、議案第 23 号、平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

反対討論からお願い致します。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 23 号の討論を終わります。

次に、議案第 24 号、平成 20 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 24 号の討論を終わります。

次に、議案第 25 号、平成 20 年度黒潮町老人保健事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 25 号の討論を終わります。

次に、議案第 26 号、平成 20 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 26 号の討論を終わります。

次に、議案第 27 号、平成 20 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 27 号の討論を終わります。

これで討論を終ります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対とみなしますのでご了承願います。

はじめに、議案第 14 号、平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算の専決処分の承認を求ることについてを採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 15 号、平成 19 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 16 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号、黒潮町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、黒潮町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号、平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号、平成 20 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号、平成 20 年度黒潮町老人保健事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号、平成 20 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、平成 20 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 30 号、町道馬荷線地方道路交付金工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（下村正直君）

それでは議案第 30 号、町道馬荷線地方道路交付金工事の請負契約の締結について、提案理由の説明を致します。

本議案は、地方自治法第 96 条、第 1 項、第 5 号の規定により、以下の工事について請負契約を締結するため議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、平成 20 年度道交第 39 ハイフン 33 ハイフン 2 号、町道馬荷線地方道路交付金工事。契約の方法は指名競争入札。契約金額は 6,552 万円です。契約の相手方は、幡多郡黒潮町入野 2584 番地西南綜合建設株式会社、代表取締役中澤正志さんです。

なお、本指名競争入札につきましては、町内 11 社で指名を致しました。そして、予定価格に対する落札価格の割合ですけども、96.7 パーセントでございました。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第 30 号、町道馬荷線地方道路交付金工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

19 年度の工事の再生した砂利を使こうちょうどうんぬんのこと、ちょっと問題があった業者のように思いますが。あの課長ちょっとこの再生された砂利を使こうということで、まあ前回いろいろ問題提起した折に、あのいろいろな法律があって、わしもあんまり詳しいこと知らんけどね、やっぱその再生処理業者でない業者が自分で使うことはかまん、いうような話し聞いたわけですね。じやけど、設計段階では再生された砂利で見積りをしておったのかね、平米の単価がだいぶ違うと思うよ。ほんで、今回また中村の近くで市役所を壊しようわけやが、そんなとこの持ってきてね、自分とこで再処理して使うこたあ可能になるわけですかね。そうでしょ。

ほんで、いろいろ前回にも、わし、素人ながら現場で機械を持ってきて処理ひても、いたら、その洗浄、洗わないかんわけやから、知事の許可がいると思うんよ。知事の。申請してね。手続き上。その期間ね。で、そういうことをなぜ私固執するかいうたら、やっぱあの、ああいう壁やる場合にや、まあ水抜きの穴がありますね、よう壁の。ほんで、再処理したコンクリを固めたものを、いたら碎いてやるわけやから、洗うておかないと、徐々に水が出たり、まあ少量の水の場合には口が詰まると、コンクリが。あの水はけのところがね。そういう理由で再生法の中で直接業者が使うてかまんけれども、そういうまあ手続き上をきちんと整えちよつたらええけれども、そういう手続きのこととはあんまり課長は、あの説明なかったわけやけん。

ただ地方発注やけん町長の権限でええ言うたらやれるちうな、まあ極端な受け止めひたんやけど。その今回のいうたら、その入札の折に、設計は再生処理で設計しておるのか、まあ当たり前の、何言うが、正規のがで設計ひしようと思うがじやが、どっちらに我々は。なぜこれを聞くか言うたらね、また再生処理をしたものを、まあ使われた折に我々分からんわけよ。おそらくね、その折に再生処理を、じゃないは、再生した砂利を使うた折には、設計変更と見積りが違うわけなんですよ。だからそういうものが前回は再生ひた砂利を使うちうにもかかわらず、我々説明を、変更ひたという予算も減額されてないし、そういう話しを聞いてない。ただ使うてかまんいうだけのことしか。そりやそのこと、

今回この馬荷線についてはそういうものをまあ業者が正規の業者で再生ひたものを買うてやった折には、まあいうたら計画変更といいうものは必要なんですか。そこを伺いしたい。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それではお答え致します。

まず、再生碎石という意味ですが、工事に詳しくない議員さんもおられるかと思いまでの、そのあたりから説明させていただきます。あの再生碎石と言うのはですね、今、エコとかいろいろ言われて、再利用ということが言われております。

それで、鉄筋コンクリートの建物をですね、まあ解体、今あの村越議員からですね、中村の市役所の話しも出ましたけれども。あの鉄筋コンクリートを解体した場合に、そのコンクリートを碎いて、碎いてですね、再利用しようというのが主な狙いです。それはコンクリートの混ぜるんじやなくって、ブロックの裏に、ブロックなどをやりますと裏にですね、今ありましたように水をはかすというのは大事なものですので、そのようなところにですね使用するように、今そういう制度があります。

それで設計をしていく段階で再生碎石を使うか、山の石を碎いてですねそれを使うか、まあそれ単価が違います。基本的にはあの再利用ということで安価な方の再生碎石を使用するような設計にしてます。

それで今までの経過の話しがございましたが、質問にあった中はですね、18年度に工事をした中で、再生碎石を使用しておりますけれども、その使用したものですね、再生碎石を造れない業者じやなかつたかということですが、県に問い合わせていろいろ勉強したわけですが、基本的にはですね、現場でコンクリートのビルを、あの解体を受けてですね、それを自分で壊して、会社がですよ、会社が自分で壊して自分の工事のところに使うについては問題ないと、それを売つたらいいきませんけど、自分とこで使用するには問題ないということになっております。

それで、そこに単価の差が発生するということの質問ですが、その問題がですね、ちょっと18年度だったので、19年度になって分かりましたので、単価の変更はもうできずですね、そのまま確認を取ったということでございます。

それで今回、同一業者でありますので、そのあたりをですね、あの注意しながら対応したいと。基準に照らし合わせて。もしそれを使うようでしたら、その対応をしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

そのことは前回も説明受けちようわけよ。ほんで、そういう現場で碎いてやるがもいうたら知事の方に申請せにやいかんよう聞いておるわけよ。知事の許可を受けないかんいうことをね。

ほんじやき、そこらあたり、まあこりやあの重箱のふちをほぜくるもんじやないけんどうね、我々詳しい人に聞いたり、おんしら何をしよりややと、議員は何しよらということ言われるわけよ。

こういう、そういうまあ工事について監督責任、まあ我々が議員として、そういうことも注意を怠つたらいかんぜよと言われるわけよ、ね。だからまあこんな限られた質問の回数しかできないから詳細には説明、あの話しできんがは幸いにして、ああでもない、こうでもないと逃げたら終わり。ほいでね、やっぱあの我々もなんぢや分からんずく質問しようわけじやないから、やっぱそこで、まあ正規にいうたらそういう再処理を使う場合には請負単価もいうたら設計変更とか金額違うてきますよと、その差額については、まあね、こうこうしてまあ工事延長に計画変更して、そっちにまあ請負単価でね、変更したい説明があつたら理解できるけど。やっぱその現場で碎いていう、ただ碎くとこに問題がある。碎くことに問題がある。

やっぱ、業者は、再生そういう産廃の業者らは機会もちろんと据え付けて、洗浄機も据え付けてね、やりようわけやから。ほんで、そういうことの中で、いうたらその再生法の関係で、まあいうたら資源をそいやって使いということについてはなんぢや問題はないと思うがよ。ただ現場でいうたらそのユンボとか、あんな、あんな何いう、タンタン碎いてね、本当に40ミリ、30ミリばっかりに整えるかと、ね。そういうとこまできちつというたら監督ねひて、それではよろしいとか。ほんでまあそれするためには、いうたら設計変更でいうたらそう再生使うた言うて申請してくださいとか、いろいろ書面のいうたら行政上の手続きの問題が、それは十分でありますか課長。そこだけ。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

はい。まずですね、知事の許可の関係ですが、基本的には今言いましたように、ビルを自分とこが解体してですね、再利用する分については、知事の許可は不要です。いりません。

それとですね、それを洗浄するかということですが、あの基本的に再生碎石は洗浄しなくて、そのままブロックの裏組み使ってます。

それと、手続きの問題ですが、あの先ほどもちょっと言いましたけれども、18年度に施工してですね、出来高を確認をして、対応しておりましたので、設計変更は手続き取れておりません。それし、単価の校正ですね、それもしております。それで、基本的にですね、あのそのものがどうだったかというとこですが、それについてはですね、公的機関に確認をとりまして試験をしていただきまして、問題ないという証明書を発行してもらっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

課長ね、そこの問題がある。いうたら、たいてい行政ちゅうものは手続きじやとかね、なんぢやかんじやいうけど、特にこう今のまあ仕事のね、ない折やきあんまり業者痛めるとかそんな意味じやないですよ。が、再処理をね、使う場合にはそういう手続きをね、見積り単価はいうたら普通当たり前の平米1,200円なら1,200円のものでいうたら請負設計ひちようわけやから。それが700円とか800円なってきたらそれだけの

いうたら立米数も減ってくるわけやから。そのことはきちっとね、やらさなあ、出してもらわなあね。ほんで、所々しかやつちよらんという話しも聞くわけよね。ほんで再処理業者がコンクリートのクラッシャーでたたいて割っただけでね、かまんじやいう、どこが言うて、話して、名前と、県と担当の名前ちょっと言うてください。わし、確認したいき。確認したいから。誰がかまん言うたか。設計変更とかそんなことするよばんとか、お金もいうたら戻すによばんとかいいうのは、誰に言うて確認、そこちょっと名前と課とね、かまんといいうことをいってくれ。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

職員の名前はちょっと覚えてませんので、（村越議員より「嘘言うな」の発言あり）本当、本当、本当。（村越議員より「名刺もうちようやろうが」との発言あり）今覚えてませんので、後から確認したいと思いますが。単価ね、単価の変更は基本的には、単価の変更は必要だったと思います。が、そのときに業者から自前ですね、自分で造ったものを使うというやり取りをしておりませんでしたので、基本的に単価の校正をせずにですね、出来高を認めておりますので、その点ご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

前回もこの仕事のないときに馬荷の工事がありました。私この工事がいかんと言うがじゃないんですけど、積算の費用の関係で、どうしても工事が一本化で発注したことですけどよね、今回も2カ所になってますよね。で、業者さん系統の方に言わすと、その積算を一本にしてもうちよてもかまん、分けてもううたら、その積算を案文して、取り分け少のう、仕事のあれは、経費はよけ掛かるけど、仕事がある方がええというような声は聞くがですよね。で、これはあの確かに前回から、前回の半分ぐらい6,500万ですけどね、やはり今仕事がないという業者さんが多くあります。そういうところでよね、行政としてやはり本当に地域のことを考えられるなら、もうそのように、あの若干経費が高くなるリスク的なものを業者さんに、は、承知していただいて、そういう形で分割発注いうもんがどうしてもできないもんでしょうか。

やっぱ私、あの前回は3カ所だったんで、特に思いましたけど、今回も2カ所の工事現場ですねで、あの比率にしてそれが1,000万、2,000万と4,000万になるか分かりませんけど。やはり今仕事がのうて、一生懸命あのこんまいほんまに言われんですけどね、あの地域の部落の法面（のりめん）刈るがをお願したら気持ちよう今仕事がないけん、遊ばしようわけにいかんけんいうて、8万5,000円ぐらいの仕事でも喜んでやってもらっています。やっぱそれは経営者としては、職員、雇っている人にいいといでも仕事につかしたいいう気持ちやと思います。本当もうけはないと思います。そういうことまで今苦労しています。あの末端の業者さんが。せめてこれなんかの方法でそういうように分割発注ができるような、これ細こうに私分けれとはいませんよ。これを10に分けれというがじゃないです。これやって2カ所を全然離れてます。場所が若干近いと言えども離れてますのでね。そういうような考えが、していただけないでしょうか。地域の活性化、活性化いうても仕事がないいうところがあるんですから、そういうことの姿ができなかつたかなという気持ちがあるのですが。全くそういう考え方はとりにくいがでしょうか。工事上できないがでしょうか。そのへんをお伺い致します。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

分割発注のご質問ですけれども、分割発注につきましてはですね、あの昨年度も確か村越議員だったと思いますが、質問がありました。その中で、昨年ですね、1億3,000万くらいの工事だったと思ってるんですが。それをですね、3分割にしますと、諸経費の関係で単純に3分割して計算しますと、700万くらいアップします。それで、あの今ですね、この事業は交付金事業というふうな名前を入れてますが、あのこの前道路特定財源の関係で、補助率がですね55パーセントから65パーセントに上がった事業を適用して、対応しております。それで、まあ国の検査、会計検査等もありますので、なかなかそれができにくいというのが現状でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

あの業者さんにしたらね、経費が高くなる計算でもよね、いうたら一本でよね、私今聞いたのは、今関係でできんことでしたけどよね、こういうような工事、2カ所やってます工事を、まあ一本の工事として積算してますよね。経費も何も。その経費をよね、2分したときによね、その案文して経費を分け合い言うんですか、距離に合わせて、金額に合わせての。まあ大体これ距離で出ようはずですかね。1カ所、1カ所のあれは。ただ2カ所に分けたら700万違うけんということで、一本発注ひしようと思うがです。で、今言うようにこ前回が3カ所やったか、3カ所の工事で一本単価とバラバラにすると700万の単価が違うから単価の関係で一本発注したという、一事業としてやっていく、するないうがじゃないんですけど、できるだけ私は、ほらもう今皆さん仕事が無くって、そういう関係に行きよった人なんかもうほとんど遊んでる。まあ調子よういきよっても今回は失業保険もろうて、休んでくれやと。次はまた呼ぶけんねちうな感じで、待機がうんと増えちようと思うがですよね。

で、そういうところでま今回は国の補助金の関係で、それは難しいということやけど、まあできるだけそういうときも国の方をしてもよね、そういうように、業者さんも若干その経費が掛かったとしても、受け入れてくれるかどうか分かりませんけどよね、できるだけもったいない言う話は不都合かもしれませんけど、私一般からすると、いろんな業者さんが仕事が無くって、暇じゃと言いまう時期になんか分けてもらえたらしいような気はありますけど、今まだめでしょうけどよね、その国のこういう工事は一切、再度聞きますけどこういう国の補助金が就いたものについては、分割発注いうのは全くだめながでしょうか。

再度お願い致します。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

はい。分割発注が全くだめというわけではないんですけど、工事の場所によりましてですね、まああの近いという話しですが、この程度でしたらなかなか分割発注はできにくいというものでございます。

ちなみにですね、今馬荷線については、旧馬荷小学校の少し上、まあこの場所からいいたら約1キロくらい差があると思いますが、そこについてはですね、まあ工種も若干違いますけれども、あの別の工種ですが、

それは別の積算をしまして、発注をしておるという状況です。それで議員言われることも自分たちもそういうふうなことも思う、考えないわけではないすけれども、やはりですね、あの去年の工事なんかも、3社くらいが入りまして、工事はそれぞれでやっておったというふうに確認しております。

従ってですね、あの基本的に設計書そのものは一本でまあどうしても出ささしていただきたいと、まあこのような感じでですね。それで後のことについてはですね、また業者と相談をしたいというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

他に質疑ありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

あのね松田課長、再生の話がありましたが、もっと詳しいにね再生の場合の説明をしたらええと思うわけよ。いわゆる再生の場合の、そのコンクリーの再生の場合は、裏込みとか路盤とか使うわけですが、その場合は0から40ミリ、0から40ミリありますのでね、そのまま使用するようなまあ規格になってますので、そこらあたりをちょっと親切にあの説明すべきやないかなと思うがですよ。

それともう1点ね、11社の指名ということでございますが、いわゆる今その仕事が、工事が少ないためにですね、その実績がないとそのA、Bのランクになかなか上がりにくい。非常に厳しい状態でございますので、どの程度配慮してあの指名をしているのかなと。力があるのに、BのB、BのB、Aには入りにくい。そういうこともございますので、非常にあの従業員を抱えて苦労しておるとこもございますので、やはりですねその点も十分に配慮しながら、何というても町内の業者であり、またあの11社ですので、よそからも指名があったと思うですが、その点の配慮、どのような配慮をして指名をしておるのかどうか、それをちょっと聞きたい。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それではですね、あの少しこういう説明をしたらどうかということでしたので、あの再生砕石の説明をちょっと詳しくさせていただきたいと思います。

まず、再生砕石を使い始めた経過は先ほど説明したとおりですが、再生砕石にはいろんなとおりがあります。というのは、使うところの重要度といいますか、これに基づいてですね、粒調砕石とか粒調再生砕石ですね、そういうようなものがあります。粒調と言うのは、今西村議員からもありましたが、あの再生砕石そのものは、コンクリートを碎きますので、まあ粉から基本的に40ミリ50ミリいろいろあるわけですが、一般的には0から40ミリという再生砕石を使って、まあブロックの裏に敷きようというのが現状です。それで、アスファルトの道路の基盤ですね、そういうところはですね、粒調砕石いうて、粒をもう、要するに機械でふるいに掛けてですね、小さいやつはどこかして、粒調した、まあ調整した砕石を使うと。粒調砕石と言うんですが、そういうふうな工事もします。まあそういうところがいろいろあるわけですが、まあ工種によって、重要度によってそれは違いますので、一概に何にこれとは言えないわけですが、今課題になっておるのは、0から40ミリの再生砕石を使うというところがブロックの裏でございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

澳本副町長

副町長（澳本造君）

はい。あの指名の基準、これ本町も定めております。Aランク、Bランク、Cランクと3段階に業者のランク付けをしておりまして、Aランクで不足するものについてはですね、Bランクから上げていくということで、町長も指名する、指名の段階ですね、できる限り町内業者の育成ための、町内の業者で指名すると。それから分割発注でございますけれども、町長もこれ基本的な考え方しております。保育所の先にやった保育所の建設の問題ですね、これもやはり分割でやっていくことで、指名をしております。この、ご承知のように最近は指名業者、指名競争入札または総合評価方式でやりなさいというふうな指導もございまして、これも採用しながらですね、大変厳しい状況の中で入札を行っているというようなことであって理解いただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第30号の質疑を終ります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議案第30号、町道馬荷線地方道路交付金工事の請負契約の締結については、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

議案第30号、町道馬荷線地方道路交付金工事の請負契約の締結についての討論はありませんか。

反対討論から。

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、町道馬荷線地方道路交付金工事の請負契約の締結についてを採決致します。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対とみなしますのでご了承願います。

議案第30号、町道馬荷線地方道路交付金工事の請負契約の締結について、原案のとおり決定する方に賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第31号、町道中角藤繩線道路改良工事の請負契約の締結についてを議題と致しますが、提

案理由の説明を求める前に、地方自治法第117条、除斥（じょせき）の規定によって、山本久夫君の退場を
求めます。

（山本久夫君退席）

それでは、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（下村正直君）

それでは議案第31号、町道中角藤縄線道路改良工事の請負契約の締結についてを提案理由の説明を致します。

本議案は、地方自治法第96条、第1項、第5号の規定により、次の工事について請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的ですが、町道中角藤縄線道路改良工事でございます。工事番号はまちづくり交付金事業第202ハイフン10のハイフン1号です。契約の方法は指名競争入札。契約金額は8,610万円。契約の相手方は、黒潮町佐賀2988番地山本建設株式会社、代表取締役山本修さんです。

なお、この入札に関しましては、町内10業者に指名通知を致しましたところ1社辞退届けがありまして、9社で入札を行ないました。なお、予定価格に対する落札額の割合ですが、99.3パーセントとなっております。
以上です。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第31号、町道中角藤縄線道路改良工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ予定価格と落札価格がほとんどまあ100パーセントに近い状態というのは、この予定価格の入札前に予定価格がなんぶという内容がもう業者に流れていきよういうことが1つ。

それから、例え談合してもこれだけの100パーセントのこんな落札はないということが、まず考えられるわけですが、いったいどんな、この予定価格というのはやっぱし、前もって業者に教えりますか。ねえ、そうとしか取れんでしょう。まず。

たいがい以前にもたたきでやると大体70パーセントちょっと超えたくらいの程度の、ほんで予定価格と落札価格というと、かなりこう差がある。ほんでそれ、こんな不明瞭なね、やっぱし入札というものが、まず1つはこの最近になって特に多いような感じがする。この点が1つ。

それから、そういうことで、一応その設計者が設計はどこがやっておるのかその点もお聞きをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

あの設計の方はですね、ちょっと担当課長より答弁させますが。まず前段の予定価格が漏れているんじやないかということですが。そういうことは絶対にございません。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

設計につきましては、国、県等の標準設計等の資料に基づいて町の方の担当で行なっております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

漏れるとか、それから談合とかそういうことがあるということはあるけれども、これきちんと管理されりますかね。わし、40年議員生活をするのに40年やってきましたけれども、こんなあれが、今年のこの9月のこの定期議会において早2件も3件もこういう形で出ておるんですよ。大体今まであの落札をしていくのに、大体談合があってもね、仮に談合があっても、これはまあ以前のことですから、談合のあることも見ておったけれども、その談合があっても、結局99パーセントそんな落札はないんです。ほとんど100パーセントに近い値で前回もそう、今回もそう。先の議決された内容もそう。

だから、どういう形でその公正なその指名競争入札のその制度がやられておるのかどうかがちょっと疑わしいんですが、再度お聞きします。十分そこらあたりの入札をする段階でこの、いわゆる設計単価、まああの予定価格というようなものも伏せて、そうしてそういう状況の中で入札をさしておるのか。これ非常におかしいんです。

その点もう一度お聞きを致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

この設計価格なり、予定価格等はですね、大変あの重要な問題ですので、漏れるようなことが絶対あちやいかんと思ってまし、無いと、あの設計を業者に頼んでですね、出来るわけですけれども、最終的な調整といいますか、予定価格等については、私のところで最終的には行ないますので、私がそれを漏らさん限りですね、そんな細かい金額、ぴったりというような話はないんじゃないかなと思います。まあいずれにしましてもみんなうな言い方しましたけれども、一切そういうことはございません。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

一切ございませんということ、確かにそういうことありましたとは言わせんので。あっても。証拠がないから、言い逃れはできるけれども、こういう形の入札というのはあられんはずなが。これはつきり言うて99パーセント。後1パーセントで100パーセントの予定価格。それにほとんど近い価格で落札をするという。これは前ののがはそうであったけれども、今度は少なくとも7パーセントあるいは10何パーセントくらいという内容があるんだたらね疑いもしませんけれども。どうもそこらあたりがどうしたち、まあ本当のことはなかなか言つてはもらえんと思うけれども、再度お聞きを致します。

無かったと。確かにありませんでした。公正にやりましたということ。再度お聞きをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

私が町長に就任致しましてから、少なくとも公正に厳正に秘密裏にやっております。

議長（小永正裕君）

　　澳本副町長

　　副町長（澳本　造君）

　　予定価格の調書は町長が定めるわけすけれども、私はですね、その例え入札が3時からあるよといった場合には、1時間前ですね、くらいに町長に予定価格の設定をお願いしますということでやっています。事前にですね前もって書いて、予定価格を書いて私が保管しているというような状況ではございませんので、必ず1時間ないしは2時間前には町長にですね、予定価格の設定をお願いすると。

　　それから最近の傾向ですけれども、非常にあの業者の方も見積りの技術が高くなりまして、設計とですね、設計金額とほとんどまあ変わらないような今見積りがほとんどできているような状況であろうかと思っております。それから今までの入札の経過を見ますと本当に99.6あるいは7、8このくらいでですね、額が確定されていきようというふうなまあ状況でございます。決して町長の方から予定価格を漏らしてですね、入札を執行するというふうなことは一切ございませんのでその点よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小永正裕君）

　　ほかに質疑ありませんか。

　　宮地君。

3番（宮地葉子さん）

　　あの私はこういうことはまだまだ素人で分かりづらいんですけど。入札価格が99.3パーセントということはですね、自分で計算すれば分かるんですけど、幾ら、何円の違いだったんでしょうかね。私はこの数字は神業に近い数字じゃないかなというふうにも思いますが、お幾らですか違いは。

議長（小永正裕君）

　　町長。

町長（下村正直君）

　　このケースの場合はですね、8,258万円の予定価格で、8,200万で落札したと。58万円の差と。

議長（小永正裕君）

　　ほかに質疑ありませんか。

　　西村策雄君。

12番（西村策雄君）

　　いらんことは言いとないですが。あの副町長にちょっとお聞きしたいのですが、いわゆるね設計段階でさまざまな資材、また岩質、また運搬等々含めたものと雑費、諸経費は最近非常に少なくほとんど無くなつたのですが、いわゆる予定の小さいところの、予定の算定、算定基準、算定基準は現在のいわゆる国、県の定められたものと、町の基準とで行っていると。算定予算組むときの算定、そうやと思います。そのことをお聞きしたいということと、もう1点はですね、副町長が先に申しましたが、あのね、今コンピュータでねやるんですよ。その基準はね、県と国交省にね試算の本を公に出しております。それでやりますので、ほとんど、いわゆる間違いはない。そのとおり工程を組みますので、やるんです。だから、執行部の立場に立って言いようがじやないんですよ。それで出ますが、ただしその、いわゆる今までの諸経費が下がった分、それはどの程度まで価格が下がっているのかなあ、それはこの1年で算定、下がった分は出るがですが、県と国のがは。やはり町もそれに準じて、あの設計基準があつて、それで組んでますよと。そういうがですかね。

議長（小永正裕君）

　　澳本副町長

　　副町長（澳本　造君）

　　今のご質問の件で、このようにご理解してよろしいでしょうか。

　　予定価格を設定するときにですね、町長予定価格を設定する場合には、国あるいは県のある一定の設定基準がありはしないかと。こういうことでしょうか。はい。

　　ご承知のように、予定価格を設定する場合ですね、これはあの自治法でも別に定めたものはございません。予定価格はあくまでも町長の専権事項でございまして、町長がその設計状況を見て、予定価格を設定すると、こういうことになっております。別に国、県の標準等に準じて予定価格を設定するということにはならないと、このように考えております。

議長（小永正裕君）

　　西村策雄君。

12番（西村策雄君）

　　町が自由に決めておる価格その他についてね、しかし19年度いわゆる労働基準から、あんまりそれほど差がないと。常識の範囲ですよということなんですね。

議長（小永正裕君）

　　澳本副町長

　　副町長（澳本　造君）

　　先ほどですね、私が予定価格の設定は町長の専権事項であると、別に自治法等ですね、自治法あるいは政令等で定めたものではございませんし、国、県の標準等ですね勉強したことは一切ございません。

　　それから、規則等ですね、定めているのはいわゆる落札制限価格ですね、これは定めておると、こういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

　　中島まちづくり課長

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

　　ただ今の質問にお答えを補足させていただきたいと思います。

　　西村さんのご質問の中に諸経費等のうんぬんいうことがございましたけれども、当設計書につきましては、県の積算基準に基づいて設計書を作成しております。

議長（小永正裕君）

　　策雄君よろいですか、今答弁いただきましたけど。

議長（小永正裕君）

　　西村策雄君。

12番（西村策雄君）

　　副町長ね、今課長が言つたようにな、国と県の基準以外ではできません。今その県の基準や言つたから。それで了解しました。

議長（小永正裕君）

　　森君。

10番（森　治史君）

　　予定価格をオーバーしたら、これ落札はならんと思いますが、予定価格からなんぶ下回った場合に落札が不

可ながか、ちょっとその設定は、役場の方の入札基準の中に、設定価格をなんば以下割ったときの、もとい、予定価格の幾らまで、オーバーは絶対入札にはならんと思いますけど、一応予定というもんがあると思いますが、毎回、毎回それは違うと思いますけど、予定価格からどれだけ下回ったときに入札が不可になるかいうことがあれば、大体数字はあると思いますすけんど、何パーセントぐらいというのはないでしょうか。そのへん工事、工事違うようでしたら、工事、工事で違うというように。それだけお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

　　渕本副町長。

副町長（渕本　造君）

落札制限価格でございますけれども、予定価格に3分の2から8割、この範囲内において落札最低制限価格を定めるということの、うちの規定がございますから、それに準じて設定をしております。

議長（小永正裕君）

　　前田君。

13番（前田寿郎君）

指名業者選定委員会です。指名業者選定委員会を設置しなければならないということになっちゃうのですが、それを設置してはどうか。設置していれば、委員のメンバー、構成メンバーがどういうメンバーになっておるのか、その点お聞きします。

議長（小永正裕君）

　　渕本副町長。

副町長（渕本　造君）

議員ご承知のように本町におきましても、工事の請負契約等、契約審査審議会を設定をしておりまして、その5,000万円以上の議会の議決事案につきましては、全て審査をしております。これは町長の諮問事項でございまして、そのメンバーは両副町長、両総務課長4名で設定をしております。

それから、審査の過程で我々もその事業に内容を聞く必要がございますので、その場に担当所管課長を来ていただいて、その工事内容を聞かしていただく。こういうことで行なっております。

議長（小永正裕君）

　　ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第31号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議案第31号、町道中角藤縄線道路改良工事の請負契約の締結については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第31号、町道中角藤縄線道路改良工事の請負契約の締結についての討論はありませんか。

反対討論から。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

非常に大きな疑惑を抱いております。まあ設計単価と、予定価格と落札価格がどんびしやり。いわゆるもう一致するようなね、入札状況というのはこれまで私見たこともない。いろいろ執行部の方では、そんなことはございません。公正にやりました。公正な競争を指名競争でやりましたと言っておるけれども、ただそれだけじゃやっぱし、その疑惑の解明にはならん。まあそういうことが無かったか、確かにそうやったかいうて、お互いに人と人と、ただ信じ合うというようなことであるけれども、非常に内容的には、これ大体たたけばほこの出る体だというのが昔からの相場になっておるんです。だからこういうことがあれば、当然疑ってかかるのが筋、当然だと思います。これどうもそのこの価格を漏らしておるか、何かどこかから漏れておるのかどうか、これただ談合だけでは、これこういう価格にはならん。談合やつても、多分今まで談合をひておっても、まあ地元の業者がお互いに生きて、延びていくためには、こらあやむを得んということで、黙ってこう黙認をしてきたけれども、その談合の中でもこんなに100パーセントの落札価格というのは無いんです。漏れよう。あるいは、そのあれを誰が漏れようが教えてやることも、それから設計者との癒着いう問題も疑われる。非常に疑惑がね、こんな濃厚な問題としてはね、これ認めるわけにいかんね。以上反対討論に変えます。

議長（小永正裕君）

賛成討論ありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

賛成討論致します。私は先ほどあの副町長と課長に質問致しましたが、いわゆるその公になっております算定基準は、国交省と県がその資料を公にしております。ただこれは全く数字ばかりでございまして、それを解説する能力のある会社がやはりA級でありB級でございますので、能力のある会社はこれをいわゆる分析してコンピュータで積算しますと、普通間違なく算定、いわゆる入札価格が細やかにいわゆるできます。それによつて誠実な間違のないいわゆる施工ができますので、私は課長の発言を、答弁を信じてこのいわゆる原案に賛成であります。

議長（小永正裕君）

反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、町道中角藤縄線道路改良工事の請負契約の締結についてを採決致します。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対とみなしますのでご了承願います。

議案第31号、町道中角藤縄線道路改良工事の請負契約の締結について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

議案第31号の審議が終了致しましたので、山本久夫君入場を許可します。

山本久夫君は入場してください。

(山本久夫君入場)

日程第5、議案第32号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（下村正直君）

それでは、議案第32号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結についてを提案理由の説明を致します。

本案は、地方自治法第96条、第1項、第5号の規定により、次の工事について請負契約を締結するため議会の議決を求めるものです。

内容は、契約の目的、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事。工事番号平成20年度魚地域第1ハイフン2号。契約の方法、指名競争入札。契約金額は2億7,720万。契約の相手方、高知市駅前町5番5号、大旺建設株式会社高知本店、本店長吉福秀史です。

なお、この入札につきましては、8社の指名を致しまして入札を行ないました。そして、予定価格に対する落札価格の割合ですけども、97.7パーセントです。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第32号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

16番（竹下英佐雄君）

以前にも同じ内容で、まあ質問をしたこともありますけれども、これ大体潮抜き言いますか、この潮を外の潮と中の潮と入れ換えるための穴だということですが、これ大体規模は、大体どのくらいのものなのか。

それからこれで、2億7,720万という金をぶち込んで、まあここへこれだけのことをするということがの効果は大体どんな内容があるのか、一応その点についてお尋ねをしたい。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

規模ですけれども、まず、あのケイソン部分についてはですね、1個の22メートルの延長です。

それから水抜きの部分ですけれども、これについてはですね、1.5の幅の2.5メーターという形の水抜きとなっております。

それから、この海水交換のですね、意味合いですけれども、これにつきましては平成15年ですね、水質調査の結果によってですね、まあ蓄養水面で入野漁港においてはモジャコを蓄養しておりますけれども、閉鎖水域あることからですね、水質が悪いということで、これを解消しないといけないということでの事業ですので、これについてはですね、平成15年に、いわゆる環境調査、まあいわゆる水質、底質、流況の水質

調査を行いまして、平成17年度にですね、一部ブロック製作を、18年度にはですね、40パーセントぐらいのブロック据付の改良工事、それから19年度につきましてもですね、ブロック製作をしておりますので、これによって20年度ですね、残り60パーセントのブロックの据付なんかをして完了、この水質交換施設の完了予定というふうになっております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

ここから大体外からの潮を呼び込んで中の潮を換えるというがのこと聞いておるがですが、これ最初からもう既に堤防についてこういう状態にした場合には、中の潮が換わらなくなるという事なんかは、こりやよう理解しておらなかったのか、どうかその点も1つですが。

あの私、考えるに大体お風呂の水を、大体湯を沸かしすぎて、その中にまあ洗面器一杯くらいの水を入れる程度の効果もないんじゃないかな。まあ感じをします。だからそういう内容で、おそらくここへこれだけの2億なんぶもつぎ込んでこんな工事をしても、おそらく効果というものは感じられないが、そこらの点はどういうふうに考えておるのか、それからこれも落札価格、予定価格より97パーセントで、わずか3パーセント弱の違いということですが、まあなんぼ言うたち、こんなにその設計された状況で割り出した単価と落札価格とがどんぴしゃり合うというようなことがどうしても信じられんですが、これ大体予定価格に対して落札価格の一番低いところ、まあ70パーセント、確か70パーセントを切ったら再度入札をしなおすとかいうようなことをやって、何べんもその調整をしておるわけですが、これ大体何回でこんな落札をされているのか、何度もやったのか、1回でこれで決まっておるのかいう点もお聞きしたいと思います。それから最低が何パーセントまでやったら大体その落札価格が、その認めておるのかそこらあたり。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

この最初からではなくてことですけれども、最初15年のですね、水質調査、環境調査を行った時点での水質、あの海水交換施設が必要ということで今まで3カ年にわたっての事業を行なってきておりますので、その今回20年度ですね、完了さすものです。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

元（もとい）。

落札回数についてお答え願います。

澳本副町長。

副町長（澳本造君）

本町の場合には、3回までということにしておりまして、本工事につきましては、第1回で落札を決定を致しております。

予定価格でございますけれども、これは先に西村議員にお答えしたように、うちの契約規定の中で3分の2から8割と、この範囲内で落札制限額を設置すると、（竹下議員より「予定価格なんぶ」との発言あり）3分の

2から8割、この範囲内（竹下議員より「3分の2から8割の範囲内」との発言あり）はい。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

今あのちょっと、課長が言うに、これが最後の工事というように聞こえたがですが、最終工事というように聞こえたがですが、間違いないがでしょうか。私、聞き間違いやったらいかんからお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

この海水交換施設については今年度最後です。

議長（小永正裕君）

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第32号の質疑を終ります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議案第32号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結については、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

議案第32号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結についての討論はありませんか。

反対討論から。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

憎まれ役ばっかり。ほんま、ずつないけど。

はつきり言うてやね、このこれで水がこの港の、ここの周辺の水が換わるとは、効果は一切ない。これはシミュレーションでどうなったのかどうか知りませんけれども、これ当初の計画を始めたときから、もうここへこういう堤防で囲うてしまうと中の水はよどんでしまうということは、潮はよどんでしまうということは分かっておりながら工事をやってそして、その状況になるとこんどら、ここへ水を、海水を交換するためにここへ穴を掘る。こつから入って来た水は、またこのずっと先に出ておる堤防の内側を通ってずーとすべに回って奥の方に回るということはまず考えられない。まあ100度くらいの風呂を沸かし過ぎてそこへ手水鉢くらいの水を一杯ばあ入れた程度の効果もないということの中で、これ2億7,720万という金をここへぶち込んで、非常に無駄なお金をこうして、まあどぶの中へ捨てるということをやっておるんですが、もう少しこの効果の上がるようなことをやっぱし考えないかんと。まあ海のことですから分からぬですが、まあ今の担当課長が座つ

てから間もないときで、内容の中で分かるはずがないと思うはずがないと思いませんけれども、最初の計画が出たときに、もうこれこんなことしてもだめだということで一応問題を指摘をしましたけれども、実際のところ、そういう状況の中でこれを進めてきたところですが、私はそういう点ではもうこんな、ここはもうそのままおいて、この2億2,000万の金があるんだったら、これを使うて港の砂でも掘った方がはるかに効果があると思います。

従って、この指名についても、まあこの工事を行うこと自体にあの不審を抱いておるので反対を致します。以上です。

議長（小永正裕君）

次に、賛成討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第32号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対とみなしますのでご了承願います。

議案第32号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議員提出議案第29号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則について、議員提出議案第30号、介護保険制度の改善を求める意見書の提出について、議員提出議案第31号、貧困の連鎖を打ち切り、住民の生活の底上げを求める意見書の提出についてを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

議員提出議案第29号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案者矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

資料につきましては、お手元へお届けしてると思いますが、その前段の説明をさせていただきたいと思います。地方自治法第100条第12項がですね、新しく新設、まあ追加になったわけでございます。その改正後の本文はですね、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行なうための場を設けることができると、いう部分が新設になって、改定になったわけでございます。それを受けまして、高知県町村議会会长から黒潮町議会議長あてに、これはあの皆さんのお手元についてございません。手元の資料を読み上げております。すみません。

地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行についてという文書が着きました。地方自治法の一部を改正する法律が平成20年6月11日に成立し、同月18日に公布されました。つきましては、参考として総務省通知文の写しを送付致します。これはですね、20年6月18日付けで総務省自治行政局行政課長から各都道府県議会議長、事務局長あての文書でございまして、地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について

てという文書で、その中にですね、今回の改正は普通地方公共団体の議会の実態などを踏まえ議会活動の範囲を明確化するため議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行なうための場を設けることができることとともに、議員の報酬に関する規定を整備するものであり、衆議院議員、総務委員長の提案により成立したものであります。貴職におかれましては、下記の事項について、遗漏のないよう配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。というところで、その下第1として、議会活動の範囲の明確化に関する事項。議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行なうための場を設けることができるものとされたこと。

1、上記の改正は普通地方公共団体の議員の活動のうち、議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催されている各派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会などについて、会議規則に定めていることにより議会活動の範囲に含まれ得ることを明確にしようとするものであること。

2、改正法に基づく協議又は調整を行なうための場における議会活動については説明責任の徹底および透明性の向上を図ることも重要であることから、会議規則に所要の規定を設けるにあたっては、例えば協議又は調整を行なうための場を設ける手続きのほか、協議または調整の目的などその内容が明らかになるよう規定することが必要であること。

以下省略致します。

という文書が着いて、県の議長会の会長からこの文書が送られてきました。それを受けましてですね、これがやっとお手元にお配りしておる分にたどりついたわけでございますが、これは議員提出議案第29号平成20年9月19日、黒潮町議会議長様。提出者、黒潮町議会議員矢野昭三。賛成者、黒潮町議会議員西村策雄。

黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出します。

別紙をご覧ください。カッコ、平成20年月日議会規則第号、カッコです。

黒潮町議会会議規則カッコをとばしまして、の一部を次のように改正する。

目次中、かぎカッコ第15章議員の派遣、カッコ、第119条、カッコ。第16章補則カッコ、第120条、カッコ、かぎカッコをかぎカッコ。第15章全員協議会、カッコ、第119条カッコ。第16章議員の派遣、カッコ、第120条 カッコ。第17章補則、カッコ、第121条、カッコ、かぎカッコに改める。第16章中、第120条を第121条とし、同章を第17章とする。第15章第119条中、かぎカッコ、法第100条第12項、かぎカッコ、をかぎカッコ、法第100条第13項、かぎカッコに改め、同条を第120条とし、同章を第16章とする。第14章の次に次の1章を加える。第15章 全員協議会、カッコ、全員協議会の設置カッコ。第119条法第100条第12項、ダブルカッコ、協議または調整を行なうための場、ダブルカッコの規定により、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場として、全員協議会を設ける。2、

全員協議会は議員の全員で構成し、議長が招集する。3、全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則、カッコ、平成20年月日議会規則第号、カッコ。この規則は、平成20年10月1日から施行する。

その何がなにやら分かりにくいものでございますので、もう1枚めくっていただきましたら、新旧対照表がございまして、現在の運用されておる分が右半分、新しい分が、その左半分。そういう改正になるということございまして、この議員協議会が、ややもすれば形骸化していくということになってしま困りますし、あくまでこれはお互いの理解を深めるためという場でございまして、勉強の場でございまして、本会議とは別でございます。

議員協議会で頑張ってやっちょってまた本会議で頑張ってやっていただくことが肝要であろうかと思ひますので、一応私の方からの提案理由の説明を終わります。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第29号の提案趣旨説明を終わります。

なお、この議案につきましては全員協議会におきまして、質疑を行わないことを確認しておりますので、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって議員提出議案第29号は質疑を省略致します。

この際15時30分まで休憩致します。

休憩 15時 15分

再開 15時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議員提出議案第30号、介護保険制度の改善を求める意見書の提出についての提案者森治史君。

10番（森 治史君）

議員提出議案第30号、提出者、議会議員森治史。賛成者、議会議員畦地一弘。

介護保険制度の改善を求める意見書の提出でございます。

上記の議案については、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出致します。

短いあれですけど、読ませていただきます。皆さんお手元にあると思いますが、よろしくお願ひ致します。

介護保険制度の改善を求める意見書。

介護、福祉の充実は、カッコ、安心した老後をおくりたい、カッコ、というすべての国民の願いです。しかし、今、地域の介護は崩壊の危機にさらされています。

重い費用負担、不透明な認定制度、様々なサービスの利用制限による、カッコ、介護の取り上げ、カッコ、が利用者に生活困難をもたらしています。また、連続した介護報酬引き下げによって生まれた事業所の経営難、厳しさを増す現場の介護労働と深刻な人手不足は、在宅、施設など地域の福祉、介護の基盤を根底から揺るがしています。

誰もが必要な介護サービスを利用できる、カッコ、介護の社会化、カッコ、の実現と、それを支える介護職員が、専門性を高めいきいきと働き続けられる環境整備が急務です。

来年度の介護報酬改定に向け、下記事項の改善実施の実行を求めます。

1つ、介護報酬を引き上げ、人員配置基準の見直しを行い、職員の給与、労働条件の改善を実現すること。

2、利用料、保険料、居住費、食費負担を軽減するとともに、サービスの利用制限をとりやめ、必要な介護が適切に保障される制度に改善すること。

3、以上を実現するために、保険料や利用料の引き上げではなく、介護保険に対する国の負担を大幅に増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣様、厚生労働大臣様。

平成 20 年 9 月 19 日。黒潮町議会議長小永正裕。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第 30 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 30 号、介護保険制度の改善を求める意見書の提出についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、森治史君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 31 号、貧困の連鎖を打ち切り、住民の生活の底上げを求める意見書の提出について、

提案者前田寿郎君。

13 番（前田寿郎君）

議員提出議案第 31 号、提出者、黒潮町議會議員前田寿郎。賛成者、黒潮町議會議員山本久夫。

貧困の連鎖を断ち切り、住民の生活の底上げを求める意見書の提出について、上記の議案について、別紙の
とおり会議規則第 13 条の規定により提出します。

次ページを朗読します。

貧困の連鎖を断ち切り、住民の生活の底上げを求める意見書。

日本に貧困が急速に広がっている。労働分野、社会保障分野において、貧困を防止し、あるいは貧困から救
いだす社会の仕組みがきちんと機能せず、人々の生存さえおびやかされている。今、住民の間に将来に対する
不安は確実に広がっている。

憲法 25 条が規定する生存権の保障は国の責務である。ところが、国は、全国各地に広がった貧困の実態を正
視していない。このままでは、ますます貧困が広がり、住民の健康で文化的な生活を実現することは困難とな
る。

よって、国会および政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

1、経済財政運営と構造改革に関する基本指針 2006、カッコ、骨太の方針 2006、カッコ、で打ちだされた社
会保障関係費を毎年 2,200 億円削減する方針を撤回すること。

2、不安定就労者や低賃金労働者の雇用条件改善を図るために、最低賃金の大幅な引き揚げや労働者派遣事業
法の抜本改善、事業譲渡に関わる労働者保護法制の整備を図ること。

3、地方に責任と費用負担を押しつける安いな権限移譲は行わず、生活保護費の国庫負担割合を増大させ、年
金や生活保護などの社会保障制度を充実させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 9 月 19 日。黒潮町議会議長小永正裕。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第 31 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 31 号、貧困の連鎖を打ち切り、住民の生活の底上げを求める意見書の提出について、質疑は

ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、前田寿郎君に対する質疑を終わります。

これで議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略し
たいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

議員提出議案第 29 号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則については討論を省略することを全員協
議会で確認しておりますので、省略したいと思います。

異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議員提出議案第 29 号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則については討論を省略することに
決定致しました。

次に、議員提出議案第 30 号、介護保険制度の改善を求める意見書の提出についての討論を行ないます。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

次に、議員提出議案第 31 号、貧困の連鎖を打ち切り、住民の生活の底上げを求める意見書の提出についての
討論を行ないます。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議員提出議案第 29 号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は举手願います。

举手全員です。

従って、議員提出議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 30 号、介護保険制度の改善を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は举手願います。

举手全員です。

従って、議員提出議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第31号、貧困の連鎖を打ち切り、住民の生活の底上げを求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は举手願います。

举手全員です。

従って、議員提出議案第31号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員長からの申し出のとおりとすることに決定致しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

本定例議会におきまして、提出致しました議案を、本当に慎重に熱心にご審議をいただき、またさきほどは

全議案を原案通り可決をいただきました。

どうもありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成20年9月第11回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15時 43分

会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

議長 小永正裕

署名議員 宮地英子

署名議員 山下伊都子